

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）管理業務仕様書

この仕様書は、東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）（以下「東郷池南エリア」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行うことによる快適な施設環境を作るとともに、施設の利用の向上に努めるものとする。

1 管理運営方針

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、又施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- (3) 燕趙園は、中国河北省友好提携5周年を記念して建設されたものであること及び中部の観光拠点の一つであることから、周辺地域・施設と連携して交流人口の拡大を図るとともに、中国との友好・文化交流に資する事業の実施に努めること。
- (4) 東郷湖羽合臨海公園パークビジョン（以下、「パークビジョン」という。）を踏まえ、東郷池南エリアの特色である芝桜など豊かな花々、東郷池の眺望を活かした散策と憩いのエリアとしての魅力向上に努めること。
- (5) 来園者・利用者のニーズを把握し、管理運営に反映させ、来園者・利用者の満足度向上、公園の活性化及び利用の促進に努めること。
なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する営業は認めない。
- (6) アダプトプログラム制度の導入など、多様な主体が公園管理に参画できる仕組みを構築し、公園に親しみ愛着を深めてもらい、公園利用の活性化に繋げること。
- (7) 県、周辺自治体、関係団体及び周辺施設等と密接に連携を図りながら、パークビジョンを踏まえて管理運営を行うこと。

2 管理の基準

- (1) 受付案内業務
指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ、公園施設の利用申し込み等について、迅速かつ適切な対応を行うこと。
なお、施設に寄せられた意見、苦情等に適切に対応するとともに、県に関わるものについては、県に報告を行うこと。
- (2) 有料公園施設の利用許可・取消し等業務
ア 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例31号。以下「都市公園条例」という。）第8条第3項に基づく有料公園施設の利用の許可、利用の禁止又は制限に係る業務は、指定管理者があらかじめ定められた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は、当該規程を県に届け出ること。
利用者の手続を定めるに当たっては、利用者にとって簡便な方法となるよう配慮すること。
イ 施設の利用の許可に当たっては、利用申込書において、都市公園条例に規定する行為の制限等の規定の遵守及び利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約させるとともに、鳥取県警察本部への照会がなされる場合があることについて、利用申込書に明記するなどして周知すること。
ウ 業務に当たっては、施設の公平な利用や安全性の確保について十分配慮すること。
- (3) 公園施設における行為許可・取消し等業務
都市公園条例第7条に基づく公園施設における行為許可業務及び同条例第17条第1項の規定に基づく行為許可の取り消し等は、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。
- (4) 公園施設における占用許可・取消し等業務
都市公園法第6条第1項の規定に基づき、指定管理者以外の者が東郷池南エリアの設置目的の範囲内で行う同法第7条第1項第6号に規定する定型的な仮設工作物の設置に対して占用の許可を行うこと。許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。

(5) 利用料金の徴収、減免、返還

上記(2)～(4)の許可に係る利用料金の徴収、減免、返還業務は、指定管理者があらかじめ定めた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は当該規程を県に届け出ること。

(6) 飲食施設・物販施設等(老龍頭、道の駅燕趙園、飲食施設)の有効利用と運営

指定管理者は、来園者へのサービス向上と施設の有効利用を図るため、既存施設を活用し、飲食や物販をはじめとした利用者へのサービスの提供を行うこと。

運営は、指定管理者自身が実施するほか専門業者に委託することができることとする。この場合においては、運営計画を事業計画書に記載するとともに、運営状況を業務報告書に記載し県に報告すること。

また、道の駅燕趙園として、周辺観光案内、飲食施設等の情報提供を行うこと。

ア 飲食や物販については、燕趙園全体の収支に配慮し採算性を踏まえたメニュー、品揃えとしつつ、中国庭園に附属する施設らしいメニューや品物も取り扱うよう配慮すること。なお、飲食施設において、食事に伴いアルコール類を提供することは妨げない。

イ 物販施設はもとより飲食施設も含めて、地元産食材の利用、県特産品・地元産品・オリジナル商品及び障がい福祉サービス事業所の製作品の販売に努めること。(売店の魅力を発揮するような、地元産の農産品や生鮮品、地域の障がい福祉サービス事業所で作られた菓子類等の販売を推奨)

ウ 飲食や物販のサービスを行うほかに、多目的スペースとして利用することも可能であること。ただし、その場合、燕趙園の設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で、ふさわしい内容に限る。

エ 室内改装のほか機械器具の設置等は、県の承認を受けてから実施することとし、原則として指定管理者の負担とする。

(7) 中国庭園燕趙園の入園料無料化の試行実施について

別添「燕趙園入園料無料化等実証実験業務仕様書」に基づき実施し、県への報告を行うこと。

(8) 東郷池の眺望を楽しみながらの散策や憩いの場所の創出を意識し、東郷池の眺望の確保、四季折々の花等の見所や木陰の創出などの工夫に努めること。

3 施設に係る留意事項

(1) 中国庭園「燕趙園」(現行の有料公園施設)

ア 庭園区域

中国河北省との友好提携5周年を記念して建設されたものであり、中国の歴代皇帝が好んだ「皇家園林方式」の庭園が再現されている。この庭園を活かした魅力ある事業の実施等により、集客の促進を図ること。また、県と中国河北省との友好のシンボルであることから、中国との文化交流の発展に努めること。

イ 集料館及び集料館前広場

集料館(イベントホール、展示ホール)及び同館前イベント広場は、集客促進のため有効に活用すること。

(2) 緑地部分(中国庭園西側)

木や芝生、4月下旬から5月下旬に見頃となるボタンの花など、豊かな緑地環境が広がっている。

これらの緑地を適切に維持管理するとともに、一般開放の広場であることを広く周知し、観光客のほか、子ども達の遊び場、地域住民の憩いの場となるよう適切に管理運営を行うこと。また、広場を利用したイベントの開催等、集客の促進に有効に活用すること。なお、グラウンドゴルフ用ポスト等を常設することのないように留意すること。

(3) 多目的広場(道の駅側)

芝生広場を適切に維持管理するとともに、一般開放の広場であることを広く周知し、観光客のほか、子ども達の遊び場、地域住民の憩いの場となるよう適切に管理運営を行うこと。また、広場を利用したイベントの開催等、集客の促進に有効に活用すること。なお、グラウンドゴルフ用ポスト等を常設することのないように留意すること。

(4) 「道の駅 燕趙園」

物販・飲食施設及び駐車場等については、「道の駅 燕趙園」として登録している。道路に関する情報の収集・提供に協力する等の道の駅の機能を果たすよう、運営に留意すること。

(5) 長和田地区（散策・憩いのエリア）

東郷湖岸に見通しの良く広がる芝生広場を中心に、湯梨浜町が設置管理する足湯や温泉スタンド等を有し、芝桜の名所となっている。湯梨浜町設置管理部分の利用や管理との調整を十分に行い、適切な施設の維持管理と利用の促進を図ること。

(6) その他

駐車場等を適切に維持管理するほか、県から都市公園法第5条の設置管理許可を得て設置管理されている温泉施設との連携により集客の促進を図ること。

4 施設設備の維持管理

業務に当たっては、各施設・設備の機能・状況を把握した上、適切に実施するとともに、業務記録を作成し、指定管理期間終了後5年間保存すること。

植栽等の維持管理業務又は設備等の保守点検業務を専門業者に委託する場合にあっては、指定管理者は作業内容等を掌握するとともに、作業の完了を確認し、業務記録等を作成し指定管理期間終了後5年間保存すること。

指定管理者は、施設又は設備に異常を発見し、利用者の安全確保等のための応急措置や修繕等の必要がある場合には、速やかに必要な処置を講ずること。

(1) 清掃業務

公園内の建物、園路、芝生及びトイレ等の清掃業務。下記により景観において良好な状態を保つために必要な措置を講ずるほか、現場の実情に応じ美観又は建物の管理上必要と認める作業を行うものとする。

ア 日常清掃 1日単位の短い周期で日常的に行う清掃

(ア) トイレ

- a 床を水で流し、拭き取ること。
- b 汚物入れは、汚物を捨て、適宜容器の内外を洗うこと。
- c 流し等は、実情に応じて、水洗い又は拭き掃除をすること。
- d 鏡は、汚れがひどい場合には適宜清掃すること。
- e 便器は、丹念に清掃すること。

(イ) 飲食・物販施設等

- a 床は、常時きれいな状態となるよう努めること。
- b 灰皿は、洗うこと。
- c 机及びテーブルは、拭き掃除をすること。
- d 玄関等人目につきやすいガラス戸は、適宜清掃すること。

(ウ) 園地清掃（ボタン園周辺、長和田地区等）

- a 拾い清掃や掃き掃除により園路や側溝、園地が常時きれいな状態となるよう努めるとともに、ゴミは、分別を行った上、所定場所に集積し、散乱を防ぐこと。
- b 排水設備の機能が維持されるよう定期的に点検すること。

(エ) 床石清掃

- a 苔が繁茂する床石部分の洗浄を行うこと。
- b 床石が滑る状態であれば上記以外にも適宜洗浄し、利用者の安全を確保すること。

イ 定期清掃 週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃

(ア) 床洗浄ワックスがけは、拭き掃除の後、床を洗浄し、適正な基準量をもって塗布すること。

(イ) 窓ガラスは、両面とも洗剤で汚れを落とした後、水を切り、窓枠、面台等を拭き上げ、仕上げること。

ウ その他留意事項

(ア) 利用者の利用に支障を来さないように作業すること。

(イ) じんあいを飛散させないこと。

(ウ) 火気に注意し、引火性物質はできるだけ使用しないこと。

(エ) 清掃等で収集した廃棄物は、分別を行った上で公園内に集積し、廃棄物の処理に関する関係法令に基づき適切に処理すること。

(オ) その他、衛生面に特に留意すること。

【現在の清掃箇所一覧】

場 所	床面名称	面積 (㎡)	日常清掃	定期清掃 (年2回)
【中国庭園】				
トイレ (西配殿横)		38.440	1回/日	
〃 (管理事務所横)	50角タイル貼り	39.000	1回/日	
〃 (轎子専用出入り口横)		58.500	1回/日	
〃 (老龍頭横)		49.000	1回/日	
〃 (集粹館中)	ビニールシート貼り	7.000	1回/日	○ワックス塗布
集粹館	ビニールタイル貼り	150.000	1回/日	〃
ステージステージ	フローリング 18t	50.000	1回/日	〃
展示室	ビニールタイル貼り	125.000	1回/日	〃
事務所	ビニールシート貼り	48.800	1回/日	〃
控室1、2	ビニールシート貼り	10.000	1回/日	〃
応接室	ビニールシート貼り	20.000	1回/日	〃
チャイナルーム	ビニールシート貼り	15.600	1回/日	〃
旧乗務員休憩室	ビニールクロス貼り	70.779	1回/日	
通路	ビニールシート貼り	23.000	1回/日	〃
定期清掃ガラス面		359.800	1回/日	〃
園路			1回/日	
床石			1回/日	○ポリッシャー (年3回)
老龍頭	塩ビ系タイル	104.15	1回/日	〃
【飲食・物販施設等】				
トイレ (飲食施設内)	石目タイル	116.928	1回/日	
〃 (物販施設裏)	PBt=9.5mm VP塗		1回/日	○
飲食施設	木目タイル	728.72	1回/日	○ワックス塗布
物販施設	石目タイル	472.32	1回/日	○
定期清掃ガラス面			1回/日	○
【長和田地区】				
トイレ	50角磁器タイル貼り	29.54	1回/日	

(2) 自家用電気工作物の保守

電気設備を良好な状態に維持するとともに、電気事業法に基づく電気工作物(受電設備)の保守点検を電気事業法令に基づく指定業者により行う業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

ア 点検の内容

定期点検：隔月1回 精密点検：細密点検3年に1回、無停電点検3年に2回

イ 自家用電気工作物の概要

(ア) 中国庭園内

設備容量250kVA 最大電力165kW 受電電圧6,600V

(イ) 金山嶺橋内

設備容量125kVA 最大電力90kW 受電電圧6,600V

(ウ) 飲食・物販施設

設備容量350kVA 最大電力220kW 受電電圧6,600V

(エ) 拡大区域(飲食・物販施設周辺)内

設備容量350kVA 最大電力220kW 受電電圧6,600V

(3) エレベーターの保守

金山嶺橋に設置されているエレベーターを常時良好に保つ業務。別添「金山嶺橋エレベーター点検業務仕様書」の点検内容により、定期点検を月1回、精密点検を年1回、専門業者により実施するとともに、故障が発生した場合は速やかに対処すること。

(4) 消防設備の保守

消防法の規定に基づき、自動火災報知設備や消火器などの点検を専門業者により実施し、報告書を所轄の消防署に提出する業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

ア 点検の内容

外観・機能点検：年1回、総合点検（外観・機能点検を含む）：年1回

イ 消防用設備の概要

(ア) 消火器 (イ) 屋内・屋外消火栓設備 (ウ) 自動火災報知設備
(エ) 誘導灯 (オ) 非常警報・放送設備 (カ) 防火・防排煙設備

(5) 施設の警備

燕趙園内の犯罪防止のための業務。

ア 開園時間内

適宜施設の巡回を行うほか、不審者を発見した場合等は、犯罪の防止に適切な対応をすること。

イ 開園時間外

(ア) 建物内の防犯警報装置、火災警報装置による機械警備を行うこと。なお、警備基準時は開館時間等と調整し、指定管理者が決定する。

【現行の警備基準時間】

開館日：17時～翌8時30分

休館日：終日

その他：火災監視は終日

(イ) 機械警備に要する経費は、指定管理者が負担すること。

(6) 遊具点検保守業務

目視等による日常点検並びに専門技術者による定期的な点検を行う業務。

設置されている遊具はすべて使用可能な状態を維持すること。ただし、故障など遊具の使用に危険が生じる場合には速やかに使用禁止とし、修繕等の必要な措置を講じること。また、撤去、改良等を行う場合は、県にあらかじめ協議すること。

点検業務については、別添の遊具等施設の安全点検業務仕様書に基づき実施すること。なお、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は安全な状態を確保するため必要な処理を講じること。

(7) 植栽の管理

東郷池南エリア内の植栽樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務。別添の植栽管理業務仕様書によること。

なお、景観又は生育、安全面において良好な状態に保つことができないおそれがある場合は、良好な状態に保つために必要な措置を講ずること。

(8) 施設内の除雪

ア 積雪により下記の状態となった場合は、少なくとも、中国庭園内、駐車場、駐車場への進入路、駐車場から中国庭園までの動線については、除雪を実施すること。

(ア) 入園者の歩行に支障をきたすと指定管理者が判断するとき。

(イ) 駐車場に車両が進入できないと指定管理者が判断するとき。

イ 中国庭園内の除雪については、樹木、敷石、建物を損壊することのないよう留意すること。

(9) 修繕業務

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、施設等の保全に努めるとともに、部品交換や施設等の補修修繕及び修繕情報を記録、保存する業務。

指定管理者の負担により行う業務の範囲は基本的に以下のとおりであり、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性及び安定的な利用を確保するために必要な応急処置を行うこと。

- ア 日常的な管理で必要となる消耗品又は部品の交換。
- イ 利用者の安全確保、施設等の長寿命化・耐久性向上の観点から、予防保全（劣化又は損傷の未然防止）の計画を策定し、適切に修繕を実施すること。
- ウ 発注1件当たり50万円未満の施設等の修繕（改良など原状復旧以外の方法による場合は、予め県に協議するものとする。）
- エ 施設の現場状況等を勘案し、県が管理上必要と判断した修繕内容のうち、指定管理者へ指示するもの。上記以外の修繕については、指定管理者が修繕箇所を調査の上、県に報告を行うものとする。県は、対応について指定管理者と協議した上で、管理上修繕が必要であると判断したものについて県の負担により修繕を実施する。

なお、修繕情報の記録は、指定管理者において、修繕内容、写真等を整理の上、保管し、指定管理期間終了時に次期指定管理者に引継ぎを行うこと。

※「修繕」とは、施設等の劣化若しくは損傷に係る部分又は機器の性能若しくは機能を事実上支障のない状態まで回復させることをいう。

※「発注1件」とは、修繕の内容、要因、実施時期などを勘案し、主たる業務内容が同一業種の業者に発注するものをいう。

(10) その他の施設・設備

その他の施設・設備についても、次の事項に留意の上、必要な措置を講ずること。

- ア 利用者が快適に利用できる環境を維持すること。
- イ 施設及び設備の機能及び環境を維持すること。

5 利用促進、サービス向上

- (1) 指定管理者は利用者のニーズの把握等によるサービスの向上、魅力的なイベントの実施のほか、柔軟な発想による施設運営により、これまで以上の集客の促進に努めること。
- (2) ホームページやSNS等による広報を積極的に実施するとともに、ターゲット、効果等を十分に検討の上、発信力のある外部人材の活用等についても検討すること。なお、公園の魅力発信に加え、イベントの活用例を紹介するなど、公園活用に繋がる広報及び誘致に努めること。
- (3) 県外旅行者等への営業活動、県中部の観光施設等との連携等により、集客促進に努めること。
- (4) 鳥取中部ウォーキングリゾート推進協議会や湯梨浜町観光協会等と連携し、ウォーキングやサイクリングを推進する取組を実施すること。
- (5) イベント等の実施
 - ア 中国庭園を活かしたイベント（例：中華コスプレ、二胡演奏等）や周辺広場を活用したイベントの実施・誘致により、燕趙園の集客を促進すること。
 - イ イベントの実施内容については、事業計画書に記載すること。
 - ウ イベントの実施に当たり、利用者から料金を徴収する場合は、その旨を事業計画書等に記載すること。計画書に記載していない場合は、その都度、県に協議の上、承認を得ること。
- (6) 季節ごとに楽しめる花の植栽など、四季を通じた見所の創出により公園の魅力向上を図り、集客を促進すること。また、東郷池周辺や公園の見所等を発信及び案内できる人材育成にも努めること。
- (7) その他、東郷池南エリアの魅力向上、集客促進のため、自主事業の実施に努めること。
- (8) 施設及び設備の設置
 - ア 施設及び設備の新規設置等
 - (ア) 指定管理者は、利用者のサービス向上を図る目的で新規に施設及び設備を設置することができるほか、施設内の模様替えを行うことができる。この場合においては、県に協議を行うこと。
 - (イ) 留意事項
 - a 施設の設置等を行った場合は、指定期間終了までに、指定管理者の負担により原状に回復しなければならないものとする。ただし、県との協議によりこれによらないことができる。
 - b 施設のうち中国庭園内の建物である「華夏堂」は、皇帝の執務室を再現した、中国庭園の中心となる建物であり、模様替、活用に当たっては特に留意すること。
 - c 施設又は設備が東郷池南エリアの設置目的に反するものではないこと。

イ 自動販売機の設置

(ア) 設置の報告

施設内の自動販売機の設置については、施設利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

また、設置にあたっては、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、鳥取県知事の許可が必要であるため、設置許可申請を行うこと。

なお、自動販売機設置に係る収入は、指定管理者が自らの収入として収受することができる。

(イ) 留意事項

- a 現在の設置場所及び台数は、別添「自動販売機設置一覧」のとおりである。設置にあたっては、東郷池南エリアの目的、防災面、施設機能等を考慮した上で必要な台数とすること。
- b 設置にあたっては、次の事項を要件とする。
 - (a) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは販売しないこと。
 - (b) 青少年に有害な書籍、玩具等は販売しないこと。
 - (c) ゲーム機類等は設置しないこと。
- c 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。
- d cの再委託にあたっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の指定期間の終期を限度とすること。

6 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 緊急時や事故への対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。なお、緊急時の対応マニュアルは、あらかじめ県に報告を行うこと。

イ 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。

ウ 次のいずれかに該当する場合には、東郷池南エリアの使用について県の指示に従わなければならない。

(ア) 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、東郷池南エリアを閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

(イ) 東郷池南エリアについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

(ウ) 東郷池南エリアについて、鳥取県及び湯梨浜町から、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）及び湯梨浜町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

エ ウの県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

オ 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために東郷池南エリアを閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。

カ 事故が発生した場合の報告及び公表

(ア) 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

(イ) 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。

(ウ) 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

(2) 保険の加入

利用者の事故等に対応するため、次の補償内容以上の保険に加入すること。

ア 施設賠償責任

施設・設備の不備及び管理上のかしがあったことにより利用者に損害を与えた場合（人身事故や物損事故が発生した場合）に管理者が負担する賠償金を担保する。

（ア）補償内容

- ・対人賠償限度額1名につき30,000,000円以上
1事故につき300,000,000円以上
- ・免責額1事故につき1,000円以下

（イ）上記保険については公園内すべての施設、区域を対象とすること。

イ 施設入園者傷害保険

施設・設備の不備及び管理上のかしがあったことが要件でないもの。

（ア）補償内容

- ・死亡・後遺障害保険金額1名につき1,500,000円以上
- ・入院保険金日額1名につき1,500円以上
- ・通院保険金日額1名につき1,000円以上

（イ）上記保険については引地地区内の施設を対象とすること。

7 人員体制

- （1）管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守し、利用者の利便性に考慮し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- （2）園長相当職を1名配置すること。
- （3）受付業務には利用時間中、常時、燕趙門受付に1名以上、管理事務所に2名以上配置すること。（園長相当職を除く。）
- （4）職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。
- （5）東郷池南エリア内の植栽の適正な管理のため、国土交通大臣認定1級造園施工管理技士及び厚生労働大臣認定1級造園技能士の資格を有する職員を各1名以上配置すること。ただし、植栽の管理を第三者に委託する場合には、委託業者にその資格を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、3年以上の植栽管理経験を有する職員を1名以上配置すること。
- （6）理事以外の役員の職（これに準ずる職を含む。）であって指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査をするものにある2名以上の者に、次に掲げる職務を行わせるものとする。
 - ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
 - イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び知事等へ報告すること。
 - ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

8 その他

（1）県内発注

管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めること。特に委託、工事請負を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者に発注する必要がある場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

（2）障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

ア 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。

イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

(3) 県及び関連施設管理者との連携業務

ア 東郷池南エリアの管理を円滑に行うために、都市公園法第5条の設置管理許可を受けた者（以下「許可施設管理者」という。）と必要な協議及び連携を行うこと。

イ 東郷池南エリア内の許可施設管理者は、「鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）」に係る指定管理者募集要項」の別添の許可施設一覧表のとおりであり、許可施設管理者のうち都市公園法第5条の管理許可を受けた者の管理する建物の管理は指定管理者が行うこと。なお、許可施設管理者が東郷池南エリアの電気設備、水道設備を利用する場合は、指定管理者は、利用に係る光熱水費を徴収すること。

ウ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が、やむを得ず通勤のため施設内駐車場を使用する場合は、あらかじめ指定管理者が県から都市公園法第5条の設置管理許可を受け、その使用料を県に納入する必要があること。この場合において、県は指定管理者に東郷池南エリアの管理に支障がないことを確認の上、許可することとしているので、留意すること。

エ 県がその業務に必要とする資料等の提出を指定管理者に求めた場合は、誠意をもって協力し、及び対応すること。

(4) 記録の作成・保存

管理運営及び経理状況について帳簿類等を整理し、県がこれらに関する報告や実地調査を求めた場合には、指定管理者は速やかにこれに従うこと。

なお、収支状況及び業務記録については、会計年度ごとに帳簿等を作成し、当該帳簿及び証拠書類は指定期間終了後、5年間保存すること。

(5) 守秘義務の遵守

指定管理者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(6) 物品の管理

ア 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、物品の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。

イ 県が貸与した物品及び県が委託料による購入を指示した物品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した物品は指定管理者の所有に帰属するものであること。

県は、別表「県貸付物品対象一覧」に記載する備品等について、指定管理者と別途貸付契約を締結し、指定管理者へ無償で貸し付けること。

なお、物品の借受者である指定管理者は、当該物品を適正に管理するとともに、県が必要と認めたとき、又は貸付期間中に1回以上、当該貸付契約上の貸付物品とを照合し、その照合結果を県に報告しなければならない。

また、貸付物品をき損し、又は亡失したときは、直ちに物品亡失（損傷）報告書により県に報告すること。

ウ 指定管理者は、県の所有に帰属する物品が不用となった場合には、県に返還すること。

エ イにより物品の数量等に異動があった場合及び県が新たに物品を貸与した場合は、県が提示した物品台帳により整理すること。県の所有物品の管理を適正に行うため、物品の取扱責任者を設置すること。

オ 物品の修繕が必要な場合は、指定管理者の修繕業務（発注1件あたり50万円未満に限る）の範囲で実施すること。

物品のうち、備品の更新又は新設を希望する場合は、指定管理者が購入計画を作成し、県に提出すること。県は購入の必要性があると判断したものについて購入し、指定管理者に貸し付ける。

※備品とは、性質、形状を変えずに長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

カ 県の所有物品については、次の行為をしてはならないこと。

(ア) 他の用途に使用すること。

(イ) 県の許可なく加工、改良を加えること。

(ウ) 第三者に貸与又は譲渡すること。ただし、事前に県に協議し、県の承認を得た場合を除く。

(7) リース物件の取扱い

指定管理者が機器等をリース契約する場合には、指定期間を越えない期間とすること。

ただし、次期指定管理者が指定切替え後も同条件において契約を引き継いで使用する場合又は、契約を継続しないことにより発生する違約金を負担する場合はこの限りではない。

(8) AED（自動体外式除細動器）の管理

ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを設置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用することができるよう管理を行うこと。

(注) AED（自動体外式除細動器）の概要

突然の心停止者の心臓リズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器

イ 指定管理者は、次のとおり維持管理を行うこと。

(ア) AEDを常時使用できるよう、年1回以上定期点検すること。

(イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できることを確認すること。次回の使用ができないとき又はそのおそれがあるときは、県に報告し、その指示に従うこと。

ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。

(9) Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理こととまらず、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

(10) キャッシュレス決済への対応について

施設利用者の利便性を確保するため、入館料、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

(11) 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み（予定価格）により、つぎのとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

(12) 環境に配慮した施設運営

利用者の利便性や適切な施設運営に配慮しつつ、冷暖房、散水等において省エネルギーに努めるとともに、管理運営上使用する文具や用紙等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を使用するなど、省資源に努めること。また、植栽の剪定木等は、チップ化するなど再利用に努めること。

(13) 喫煙対策

東郷池南エリアの建物内のほか、中国庭園内は原則禁煙とし、公園内には必要に応じて分煙対策が施された喫煙コーナーを設置すること。

その際、極力煙等が漏れ広がらないよう、喫煙コーナーの位置や構造に配慮すること。

(14) 特許権、実用新案権、意匠権等の取扱

指定管理者は、管理運営に当たり、特許権法等により第三者の権利対象となっている手法等を用いる場合は、指定管理者が必要な手続きをし、経費を負担するものとする。

(15) 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間の終了後又は指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

(16) ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、東郷池南エリアにおいて新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

(17) ドクターヘリの飛行場外離着陸場として使用

引地地区の芝生広場及び多目的広場並びに長和田地区については、ドクターヘリの飛行場外離着陸場として使用する場合があります。離着陸場として使用する場合は、公園利用者の安全の確保に協力すること。

【添付資料】

- (1) 燕趙園入園料無料化等実証実験業務仕様書（資料A）
- (2) 金山嶺橋エレベーター点検業務仕様書（資料B）
- (3) 遊具等施設の安全点検業務仕様書（資料C）
- (4) 植栽管理業務仕様書（資料D）
- (5) 県貸付物品一覧（資料E）
- (6) 自動販売機設置一覧（資料F）

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）

管理業務仕様書（資料14） 添付資料

- (1) 燕趙園入園料無料化等実証実験業務仕様書（資料A）
- (2) 金山嶺橋エレベーター点検業務仕様書（資料B）
- (3) 遊具等施設の安全点検業務仕様書（資料C）
- (4) 植栽管理業務仕様書（資料D）
- (5) 県貸付物品一覧（資料E）
- (6) 自動販売機設置一覧（資料F）

燕趙園入園料無料化等実証実験業務仕様書

1 業務の目的

- (1) 入園料を無料化することによる入園者数の変化を検証する。
- (2) (1) に伴う園内売店や道の駅での消費拡大への効果を検証する。
- (3) (1) に合わせて、集客力の向上を図るイベントの開催、催事にあわせた飲食提供・物販等の誘致による収益への影響を検証する。

2 無料化等実証実験の期間等

- (1) 令和6年度及び令和7年度の2年間で、各年度毎に120日以上実施すること。
- (2) (1) の実施時期は指定管理者が任意で定める時期とし、分割して実施することも可能であるが、1回あたりの実施期間は3週間以上連続した期間とすること。
- (3) 園内や周辺広場を活用したイベント、飲食の提供、物販等の実施・誘致や、中部管内の観光協会や観光施設等と連携し、誘客促進を図るなど、収益の増収につなげる催事を行うこと。
※無料期間中のイベント等の実施計画については、事業計画書に記載すること。

3 実施計画書の提出

- (1) 無料化等実証実験の実施計画を「別紙様式1」により作成の上、東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）の管理業務に関する事業計画書（様式2）に合わせて提出すること。
- (2) (1) の事業計画を変更する場合は、県に協議を行うこと。

4 業務報告書の提出

- (1) 日ごとの入園者数、利用料収入、その他自主事業による収益及び売店・道の駅における売上げを集計し、「別紙様式2」により、募集要項15（1）に定める月次の業務報告に合わせて県へ報告すること。
- (2) アンケートの実施等により、入園者データや満足度等を把握し、「別紙様式3」により、(1) の報告に合わせて県へ報告すること。
- (3) 無料化を実施した年度においては、「別紙様式4」により、募集要項15（2）に定める年度終了の事業報告に合わせて県へ報告すること。

燕趙園入園料無料化等実証実験 業務計画書

※ 無料化試行実施期間分ごとに作成すること。

【無料化実施期間】

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (〇〇日間)

【上記期間を無料化実施期間に設定した理由】

Empty box for reasons of free implementation period.

入 園 者 数 (見 込)	R 4 年度同時期入園者数 (1)	無料化実施期間中の入園者数 (2)	入園者数の比較 (対前年比) (2) / (1)
	人 (算出根拠)	人 (算出根拠)	%
収 入 (見 込)	R 4 年度同時期入園料収入額 (A)	無料化実施期間中のイベント等 による収入額 (B)	売店・道の駅の年間売上額 (C)
	円 (算出根拠)	円 (算出根拠)	円 (算出根拠)
支 出 (見 込)	/	(B) のイベント等に係る経費 (D)	売店・道の駅の年間経費 (仕入れ額) (E)
		円 (算出根拠)	円 (算出根拠)
(注1) R4入園者数は、募集要項の添付資料7を参照のこと。 (注2) 自主事業の内容等詳細は管理業務に関する事業計画書(様式2)に記載すること。		イベント等による収益 (F) = (B) - (D)	売店等収益 (G) = (C) - (E)
		円	円

燕趙園入園料無料化等実証実験 報告書

【令和〇年〇月】

無料期間	日	曜日	天気	燕趙園の入園者数	実施イベント等 (イベント以外の自主事業を含む)	イベント等収入 (A) ※イベント等毎に記載すること。	売店売上げ (B)	道の駅売上げ (C)	収入計 (A)+(B)+(C)
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	13								
	14								
	15								
	16								
	17								
	18								
	19								
	20								
	21								
	22								
	23								
	24								
	25								
	26								
	27								
	28								
	29								
	30								
	31								

※無料期間については、無料とした日に○をすること。

※無料とした日がある月について、毎日の実績を記載すること。

業務実施状況写真

イベント実施中の
状況写真を貼付すること。

写真NO. 1
.....
内容
場所

写真NO. 2
.....
内容
場所

写真NO. 3
.....
内容
場所

余 白

写真NO. 4
.....
内容
場所

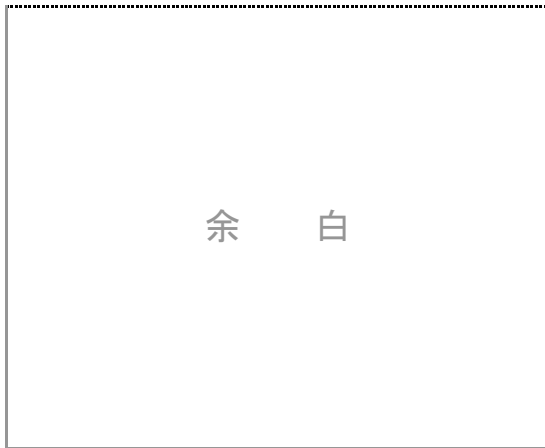
余 白

写真NO. 5
.....
内容
場所

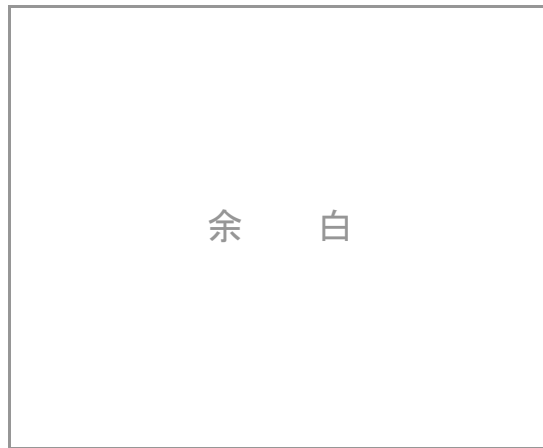
余 白

写真NO. 6
.....
内容
場所

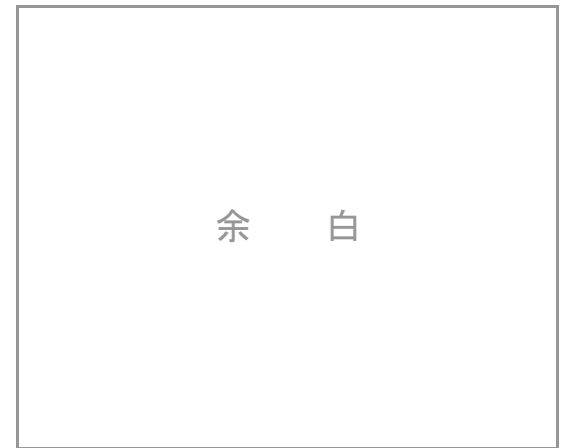
業務実施状況写真



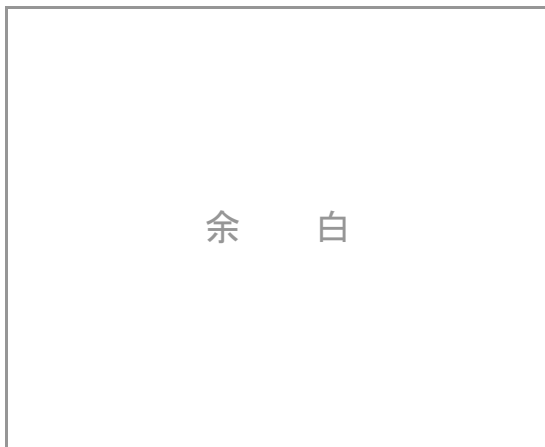
写真NO. 7
内容
場所



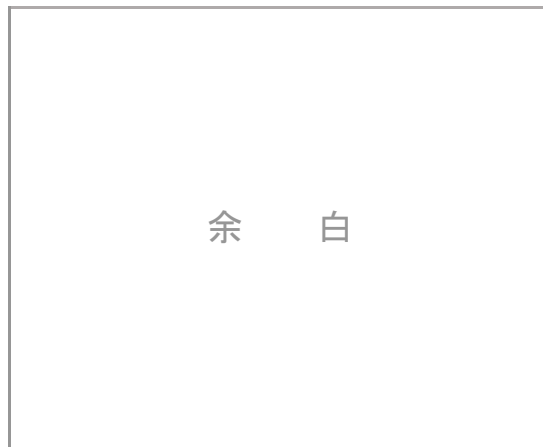
写真NO. 8
内容
場所



写真NO. 9
内容
場所



写真NO. 10
内容
場所



写真NO. 11
内容
場所



写真NO. 12
内容
場所

燕趙園入園料無料化試行に係るアンケート結果

※以下の内容が記載されていれば、様式は問わない。

※アンケートの実施期間は、入園料無料化の試行期間のみでよいものとする。

実施日：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

回収件数：件

有効回答数：項目ごとに表記

住所		
湯梨浜町		%
倉吉市		%
その他県内中部		%
県内東部		%
県内西部		%
県外		%
有効回答数		

年齢		
小学生以下		%
中・高学生		%
その他10代		%
20代		%
30代、40代		%
50代、60代		%
70代以上		%
有効回答数		

来園人数		
1人		%
2人		%
3～5人		%
6人以上		%
ツアー旅行		%
有効回答数		

来園の交通手段

※複数回答有

徒歩		
自転車		
バイク		
自動車		
タクシー		
観光バス		
その他		
有効回答数		

①来園理由 ※複数回答有

入園料が無料だから		%
周辺施設に寄ったついで		%
イベントに参加するため		%
ツアー旅行		%
その他		%
有効回答数		

※ 今回、有料(大人500円、小中200円)でも入園したか。

入園した		
入園しなかった		

③満足度

非常に満足		%
まあまあ満足		%
やや不満		%
非常に不満		%
有効回答数		

②イベント等の情報媒体 ※複数回答有

新聞		%
テレビ		%
インターネット		%
SNS		%
チラシ		%
知人に聞いて		%
その他		%
有効回答数		

④今後の来園予定

有料でもまた来たい		%
無料ならまた来たい		%
イベント等によってはまた来たい		%
来たいと思わない		%
わからない		%
有効回答数		

④そのほか充実してほしいものやお気づきの点	件数

燕趙園入園料無料化等実証実験 実績報告書

※ 無料化試行実施期間分ごとに作成すること。

【無料化実施期間】

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (〇〇日間)

入 園 者 数	R 4 年度同時期入園者 (1)	無料化実施期間中の入園者数 (2)	入園者数の比較 (対前年比) (2) / (1)
	人 ※業務計画に同じ	人	%
収 入	R 4 年度同時期入園料収入額 (A)	無料化実施期間中のイベント等による収入額 (B)	売店・道の駅の年間売上額 (C)
	円 ※業務計画に同じ	円	円
支 出	/	(実績内訳)	(実績内訳) ・売店 ・道の駅
		(B) のイベント等に係る経費 (D)	売店・道の駅の年間経費 (仕入れ額) (E)
		円	円
	/	(実績内訳)	(実績内訳) ・売店 ・道の駅
		イベント等による収益 (F) = (B) - (D)	売店等収益 (G) = (C) - (E)
		円	円

【実証実験結果の考察】

※入園者数の変化や収益等を踏まえて、事業実施者としての評価を記載してください。

種 別	点 検 内 容 (点検箇所)
機 械 室	<p>(1) 環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整理、清掃、漏水の有無、不要材の有無 ・ 出入り口・窓の施錠、照明の点灯状態 ・ 換気装置、サーモスタット、室温 ・ ハンガーボードの備品、補修部品、保守消耗材 <p>(2) 制御盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電源回路、電動機主回路、制御回路、ドア回路、信号回路、照明回路の絶縁抵抗 ・ エラー表示、ファン異音 ・ 電源、操作、パターン、フィードバック、AVRの電圧 ・ リニアホーマー荷重電圧 ・ リレー・コンタクター動作状態、接点荒れ、摩耗、シャントリード線変色、素線断線 ・ 階床データのデータセット ・ ヒューズ取付状態、劣化 ・ 抵抗、コンデンサー、ダイオードの変色、劣化、ハンダ付け部劣化 ・ 配線被服の損傷、固定状態、コネクタ装着状態、端子の緩みと抜け、端子台の汚れと劣化 ・ 基板、ユニットの取付け、装着状態 <p>(3) モーターポンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転状態 ・ ポンプの異常音、油漏れ ・ 軸受けの異常音、発熱、グリスアップ ・ Vベルトプーリーのテンション、摩耗、油付着、亀裂、プーリー・キー確認、清掃 ・ 継ぎ手の緩み、油漏れ ・ 配線被覆、端子被覆、テーピング処理 <p>(4) コントロールバルブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常用圧力、リリーフ圧力 ・ コントロールユニットの油漏れ ・ スライディングバルブリミットSWの動作、Iマーク、油漏れ ・ 非常用機能確認 <p>(5) 油タンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 油漏れ、結露、発錆の有無 ・ 作動油の漏れ、異臭、油量 ・ 油面計の動作、汚れ ・ 油面計の動作、設定値 ・ 配線被覆、端子緩み、コネクタ装着状態 <p>(6) 圧力配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストップバルブ機能確認 ・ 高圧ゴムホースの変形、劣化、油漏れ ・ 継手の緩み ・ ブラケットの緩み (※但し埋込部分を除く)

<p>かご</p>	<p>(1) かご上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常止め装着状態 ・整頓、清掃 ・各SW機能 ・着床SWの通り芯、動作位置、清掃、コネクタ装着状態 ・ガイドシューギブの摩耗、動き、押し圧、グリスアップ、取付ボルトの緩み ・ダンパーの摩耗、要すれば清掃、スプリング寸法、ボルトナットの緩み ・セフティー取り付け状態、要すれば清掃 ・巻き上げロープピッチ部のダブルナット、割ピン、スプリング（変形、折損、寸法の不揃い）、ソケット鏝、制振装置 取り付け ・调速機ロープピッチ部のヒンジピン、割りピン、ソケット鏝 ・リニアホーマー・ウエイト・操作子の取り付け状態、スプリング寸法 ・ファンの保護網清掃、防振ゴム ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態、端子台の汚れと劣化 ・照明グローブ内清掃 ・発錆のおそれのある箇所に給油 <p>(2) かご戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアロープ・チェーン・ベルトの摩耗、破断、通り芯、ベルト捻れ、テンション、鏝 ・ハンガーローラーの摩耗、エキセンローラーの隙間、各ローラー損傷 ・レールの清掃、偏摩耗、腐食 ・ドアSW動作位置寸法、押し代、接点汚れ、荒れ、摩耗 ・カミソリの取り付け状態、変形、摩耗、カミソリとシルの隙間、作動、固定カム ・カムSWの接点荒れ、ビス緩み、動作位置寸法 ・ドアモーターのブラシ、コンミュテーター気吹き清掃、荒れ、摩耗 ・ドアリンクの各支点、ベアリング、ボルトナット緩み ・近接SWの汚れ、破損 ・ドア位置検出板のガタ、取り付け状態、近接SWとの隙間 ・かごシル溝の変形、シルスポンジ取り付け状態 ・ドアセフティシューの取り付け状態、配線保護スプリング、SW取り付け、動作位置寸法、下端ゴム取り付け状態 ・ドアシューの摩耗、変形、ビス緩み ・ドアコントロールユニットのエラー確認 ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態 <p>(3) かご下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、発錆状態（適時錆止め処理） ・荷重検知SW取り付け、SW機能 ・テールコード ・ガイドシューギブの摩耗、動き、押し圧（スプリング寸法）、グリスアップ、取り付けボルト緩み ・セフティーリンクのボルトナット緩み、要すれば支点部給油 ・セフティー各部状態、要すれば清掃 ・リニアホーマー・ウエイト・操作子の取り付け状態
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態 ・巻上ロープヒッチのダブルナット、割りピン、スプリング（変形、折損、寸法の不揃い）、ソケット錆 ・スラックケーブルの取付状態、戻り、スイッチ設定、リミットSW ・プランジャー連結部取り付け状態
昇 降 路	<p>(1) 昇降路用品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各SW機能 ・上部・下部リミットSW内部点検（接点荒れ、ヘタリ）、コネクタ装着状態 ・レールの取り付け状態（グリップの緩み）、傷、汚れ、錆 ・テールコードの損傷、捻れ、走行軌跡、養生品 ・巻上ロープの錆、テンション（スプリングばらつき） ・取り付け状態、直径、摩耗、発錆、キンク ・調速機ロープの直径、摩耗、キンク、クリップの緩み、ガイドの取り付け状態 ・配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ ・周壁の状態、粗ゴミ清掃 <p>(2) ピット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピット清掃 ・圧力配管の取り付け状態、油漏れ ・5℃検知SW取り付け状態、動作 ・連絡装置 <p>(4) ジャッキ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シリンダー取り付け状態、傷、錆、振動、エア抜き ・プランジャーの傷、錆 ・ダストシール・パッキンの異常音、油漏れ ・シーブ取り付け状態、溝摩耗、ヒビ割れ、欠損 ・ロープヒッチのダブルナット、割りピン、スプリング（変形、折損、寸法の不揃い）、ソケット錆 ・リークオイル装置取り付け状態、動作 ・プランジャー行過ぎ防止SWのストローク、リミットSW機能 ・軸受けグリスアップ ・スラックロープSWの設定、機能 ・プランジャーレールオイル給油器の油量確認（要すれば補給）、レールオイルの廃油処理、乾式はワセリン塗布状態
出 入 り 口	<p>(1) 乗り場戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドアパネルのチリ、重なり代、吊り状態 ・ドアロープの摩耗、破断、錆、ヒッチ部増し締め ・ハンガーローラーの摩耗、エキセンローラーの隙間、各ローラーの損傷 ・レールの清掃 ・クローザーロープの摩耗、破断、キンクの状態、スプリングフック部の給油、ロープ・ウエイト連結部の締め付け ・インターロック機能 ・ロック装置のロック状態、関係寸法 ・ドアSW接点の摩耗。汚れ、荒れ、ワイプ量 ・係合ローラーの摩耗、損傷、回転、寸法

	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアシューの摩耗、変形、ビス締め付け ・配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ ・各連結部、発錆のおそれのある箇所給油 <p>(2) 乗り場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かご位置表示灯・押しボタンの点灯、破損、変形、汚れ、セリ、押し代 ・パーキングSWの接点状態 ・配線端子の状態、コネクタ装着状態 ・基板・ユニット外観汚れ、装着状態
かご室	<ul style="list-style-type: none"> ・無負荷上昇・無負荷下降かご速度 ・操作盤の取り付け、破損、変形、各SW機能、SWボックス施錠 ・非常SW機能 ・かご位置表示灯・押しボタンの点灯、破損変形、汚れ、セリ、押し代 ・停電灯の点灯 ・連絡装置の外部との通話テスト（警報ベル含む） ・照明点灯状態、グローブ内清掃 ・基板、ユニットの外観汚れ、装着状態 ・配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態 ・かごパネル汚れ、破損、変形、表示物汚れ、紛失
付加仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・付加仕様（オプション）の点検、動作テスト ・オートアナウンス ・地震時管制 ・停電時自動着床装置 ・トスコール ・パーキング機能 ・照明自動消灯機能 ・換気扇自動休止機能 ・気配りアナウンス機能 ・光電管式ドアセフティー ・車椅子用 ・2：1ローピング ・TERM装置

1 運転状態

(1) 戸開閉状態

- ・ドア開閉時の振動、異音、開閉動作の円滑さ
- ・ドア開閉時の原則状態、開閉時間、戸開時間
- ・戸閉め安全装置の反転動作、反転時のスリップ、シューの状態

(2) かご走行状態

- ・スタートショック
- ・振動、騒音（振動音、衝突音、かご室共振音）
- ・減速ショック、減速中の振動
- ・ストップショック、着床誤差

(3) オペレーション

- ・かご呼び・ホール呼び応答
- ・各階停止運転機能

遊具等施設の安全点検業務仕様書

資料 C

鳥取県立都市公園内に設置されている、主として子どもが利用することを目的とした遊戯施設（ぶらんこ等の遊具や砂場等の遊び場）のほか、主として大人や高齢者が利用することを目的とした健康器具系施設のうち子どもが利用する可能性がある施設も加えたこれらの公園施設（以下、「遊具等施設」という）については、事故を予防し安全に利用できるよう、法令に従い管理する必要がある。

都市公園法 平成30年4月1日施行、平成29年5月12日公布（平成29年法律第26号）改正
（都市公園の管理基準）
第三条の二 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。）に適合するように行うものとする。

都市公園法施行令 平成30年4月1日施行、平成30年3月22日公布（平成30年政令第54号）改正
（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）
第十条 法第三条の二第一項の政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。
一 都市公園の構造、利用状況又は維持若しくは修繕の状況、都市公園の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「都市公園構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、都市公園の巡視を行い、及び清掃、除草その他の都市公園の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
二 都市公園の点検は、都市公園構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
三 前号の点検その他の方法により都市公園の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、都市公園の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
2 前項に規定するもののほか、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、国土交通省令で定める。

都市公園法施行規則 平成30年4月1日施行、平成29年8月2日公布（平成29年国土交通省令第49号）改正
（都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準）
第三条の二 令第十条第二項の国土交通省令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準は、次のとおりとする。
一 遊戯施設その他の公園施設のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に当該公園施設の利用者の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの（次号において「遊戯施設等」という。）の点検は、一年に一回の頻度で行うことを基本とすること。
二 前号の点検の結果及び遊戯施設等について令第十条第一項第三号の措置を講じたときはその内容を記録し、当該遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存すること。

このため指定管理者は、本仕様書のほか、以下の指針及び規準に基づき、目視等による日常点検及び専門技術を持つ有資格者による定期点検を行い、遊具等施設の現状把握と安全管理の徹底を図ること。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月、国土交通省）

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（平成26年6月、国土交通省）

「遊具の安全に関する規準 JPPA-SP-S：2014」（平成26年7月7日改正、一般社団法人日本公園施設業協会）

なお、上記の指針及び規準等が改正された場合は、最新版に基づくこととする。また、本仕様書に定めのない事項については、施設管理者と点検技術者との間で協議して定めることとする。

1 遊具等施設の安全点検の概要

1.1 安全点検の対象

遊具等施設を利用する目的で、利用者が触れたり行き来したりする通常の行動において、安全に利用できるよう管理しなければならない範囲に設置されている全ての公園施設を対象とする。

(1) 遊具

ア 主として子どもの遊びに供することを目的として、設置面に固定されている「ぶらんこ」「滑り台」「シーソー」「ジャングルジム」「ラダー」などの施設。

イ 接続された複数の[遊び要素]の部分と[遊び要素]間を接続する[通行要素]の部分（踊り場や通路、階段、はしご、スロープなど）からなる「複合遊具」。[通行要素]に代わって登坂運動系、懸垂運動系、平衡運動系、滑降系などの[遊び要素]で各要素間を直接連結するものも含む。

ウ 運動能力やバランス能力が要求され、チャレンジ性の高い遊びができる施設。利用する際に足元が不安定であったり、しっかりと掴める箇所がなかったりして、場合によっては体勢を崩し頭部・頸部や肩からの落下が想定される遊具も含む。

エ 保護者による安全確保が必要で常時保護者等とともに利用することを前提として、おおむね1歳から3歳までの乳幼児を対象とする「乳幼児用遊具」。

(2) 遊び場

遊具とその周辺の、子どもの遊びに供することを目的とする一体の空間。「砂場」「水遊び場」などの施設や、傾斜面の草滑りのように地形等を利用した遊びを提供している場所も含む。

(3) 健康器具系施設

主として大人や高齢者が利用して、健康や体力の保持増進など健康運動を目的に設置されている施設だが、子どもが遊具のように利用する可能性があるもの。

大人のみが利用できる状況で設置されている健康器具系施設は対象としない。スポーツ競技を目的とした器具や、トレーニングジムなどで用いられる運動負荷の大きい器具、医療用のリハビリを目的とした器具のように、指導者が常駐して利用を指導し見守っている器具も対象としない。

1. 2 安全点検の作業内容

- (1) 遊具等施設の配置に係る点検
- (2) 遊具等施設の構造（基準）に係る点検
- (3) 遊具等施設の劣化状況に係る点検
- (4) 遊具等施設の配置箇所及びその周辺の状況に係る点検
- (5) 遊具等施設の利用状況に係る点検
- (6) 遊具等施設の履歴（前回点検結果・措置等）に係る点検

2 安全点検の方法

2. 1 日常点検

- (1) 指定管理者の職員等により遊具等施設の配置箇所及びその周辺を巡視・巡回し、遊具等施設については、目視、触手、聴音、打音、揺動等を行って、遊具等施設の異常・劣化の有無を調べるとともに、遊具等施設の配置箇所及びその周辺については、遊具等施設の通常の利用時に接触や転落・つまずき等の原因となり得る突起、開口、凹凸等の有無を調べて、遊具等施設やその周辺の変状等による危険（物的ハザード）がないか日常的に点検を行うこと。
- (2) 巡視・巡回は毎日行い、利用頻度等を考慮の上で場合によっては一日あたり複数回にわたって、必要な回数にわたる巡視・巡回により、公園利用者の不適切な行動など危険な利用状況（人的ハザード）はないか、遊具等施設の利用に関して不具合や不便な状況（過度な利用集中、トイレ等他の施設への導線の混乱等）はないか、季節や天候等によって生じる好ましくない状況（溢水や滞水、閉塞、視距不良等）はないか、等の点検を併せて行うものとする。
- (3) 日常点検の結果、利用者への声掛け等の注意喚起や使用中止も含めた応急措置、緊急修繕・補修の必要があれば速やかに行うこと。
- (4) 実施方法は指定管理者が予め点検計画を策定し、日常点検結果及び実施した措置状況について記録を保存するものとする。また、点検技術や遊具等施設に関する専門技術を習得するための講習を受けるなどして、日常点検に必要な知識及び経験を有する者が日常点検に従事すること。

2. 2 定期点検

- (1) 定期点検の実施頻度は、年1回以上とする。
- (2) 点検の結果、施設の使用中止等の応急的措置や、修繕（調整、補修、交換、補強、再塗装）のほか、本格的措置（改良、移設、更新、または撤去）、精密点検の必要があると判断されれば、速やかに適切な対応を講ずることについて、現場の状況に即して点検者としての所見を施設管理者へ遅滞なく報告すること。
- (3) 定期点検は、定期点検表（「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」（平成26年7月7日改正、一般社団法人日本公園施設業協会）に従うこと。）等を用いて、次の方法により行う。

ア 目視・触手による診断

遊具等施設の外観・形状を直接目で見たり、施設を素手で触れたりして劣化・傷・その他の変状等を把握する。写真記録との比較を含む。

イ 聴音・打音による診断

遊具等施設の可動部を動かして発生する音やガタツキの状態の有無を確認したり、点検用ハンマー等で叩いた音を聞き比べたりして、異音の有無を確認し、亀裂、ボルトの緩みや目視や触診ではわからないよう

な微妙な変状を察知する。

ウ 揺動診断

遊具本体を揺り動かし、使用に対応できるか診断する。複合系遊具の場合は各要素単体を区分して取扱い、揺動は単体ごとに行う。

エ 計測器等による計測

遊具等施設について、専用点検器具（JPFA 点検器具）、メジャーやノギス、傾斜計、膜厚計（残存塗装厚確認）等の計測器等を用いて、形状寸法等が安全規準に適合しているか、設置当時や前回点検時の状況と比較して変形や変状、著しい劣化の進行が生じていないか、劣化や損傷は数値的にはどの程度（大きさ、長さ、太さ、深さ、範囲、面積、等）でそれは修繕等措置が可能かどうかを確認する。

(4) 点検作業従事者

（一社）日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」、「公園施設点検管理士」又は「公園施設点検技士」とする。

点検結果に基づく判定は他の「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設点検管理士」が担当すること。点検業務の担当との職務を兼ねることはできない。

(5) 判定基準

点検の結果を記入した点検表や写真等のほか、日常点検結果や実際の遊具等施設の公園利用者による利用状況を目視観察した結果をもとに、（一社）日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設点検管理士」が、以下の総合判定を行う。またその判定基準については、事前に施設管理者へ説明しておくこと。

〔使用継続の可否における判定〕

機能に関する総合判定結果に基づき、使用継続の可否を判定する。

判定	判定内容
可	次回点検まで使用を継続しても問題ない。 →使用には問題はないが、将来的に使用継続するために必要な内容で、早めに実施すれば有利（費用、劣化防止）な応急修繕等があれば、「要修繕（応急修繕必要）」と判定する。
不可	対応する措置なく使用を継続することは適切ではない。 →重大な事故につながるおそれがある場合には、直ちに遊具の一部又は全体の使用中止の措置を行い、使用再開までの期間は使用禁止とする。 これを応急修繕等で解消可能であれば、「要修繕（応急修繕必要）」と判定する。一方で、規模や内容により修繕では解消できず、改良、移設、更新又は撤去の本格的措置を必要とする場合は、「要本格」と判定する。

〔機能に関する総合判定基準〕

「劣化診断」による劣化判定と「規準診断」によるハザードレベルの組み合わせで総合的な機能判定を行う。

判定	判定内容
A	健全であり、修繕の必要がない（使用可）。
B	部分的に異常があり、部分修繕が必要（継続使用しつつ、部分修繕を行う必要あり）。
C	重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用を禁止し、部分修繕が必要。場合によっては使用可）。
D	主要部材等に異常があり、大規模な修繕または廃棄し更新が必要（使用を禁止し、修繕や撤去が必要）。

[劣化診断による劣化の判定基準]

遊具等施設を構成する部材等の摩耗状況や変形、並びに経年劣化などについて確認する。

判定	判定内容
a	健全に使用できる状態
b	劣化しているが使用可
c	劣化していて使用不可（使用を禁止し、部分修繕が必要）
d	主要部材が劣化していて使用不可（使用禁止し修繕や撤去が必要）

[規準診断によるハザードレベルの判定基準]

遊具等施設の形状や安全領域などの安全規準項目について確認する。

判定	判定内容
0	傷害をもたらす物的ハザードがない状態。
1	軽度の傷害をもたらすハザードがある状態。
2	重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態。
3	生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらすハザードがある状態。

[塗装に関する総合判定基準]

遊具等施設の塗装（防錆や防蝕、防水機能のための塗布工法等により付与される機能を含む）について、構造部材の劣化の進行を予防し、遊具等施設の長寿命化を図るとともに、利用者に対して気持ちよく利用していただけるよう美観維持のために、再塗装の必要性を確認する。

判定	判定内容
A	再塗装の必要がない。
B	部分塗装が必要である。
C	全体的に塗装が必要である。

(6) 点検結果の報告書類

点検結果の報告は、定期点検業務報告書に取り纏めて報告すること。報告書は以下のア～オを用いて、点検後に実施すべき必要な措置が分かりやすく作成するものとする。

ア 都市公園における遊具の安全点検結果一覧表

イ 点検結果図（遊具位置図）

ウ 点検結果図（遊具詳細図）

エ 施設点検詳細報告書（別添 JPFA 様式）

定期点検総括表、定期点検表（「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」（平成26年7月7日改正、一般社団法人日本公園施設業協会）に従うこと。）のほか、必要な点検内容についての図表（金属部材の残存肉厚、塗装膜厚、等の測定結果（前回との比較を明示）、等）を適宜追加すること。

オ 写真（点検状況・点検箇所・不良箇所）

状況写真は対象となる遊具等施設ごとに、作業時の周辺状況や点検作業従事者が写真で確認できるよう撮影すること。

点検箇所や不良箇所については、箇所詳細の性状が写真で確認できるよう撮影し、撮影された箇所を後日容易に特定できるように、その箇所を含む遠景・近景と組み合わせるなど留意すること。

点検内容に応じて必要な計測器等を用いた場合は、その測定結果の数値等が写真で読み取れるよう撮影し、計測位置や範囲が特定できるように留意すること（オフセット、マーキング、等）。

2. 3 精密点検

(1) 精密点検は、施設管理者から委託された専門の技術者が分解作業や計測機器を使用して行う詳細な点検であり、対象となる遊具等施設ごとに行う。

- (2) 日常点検や定期点検時に報告された内容に基づき、必要に応じて速やかに実施すること。特に重要な部品については、定期点検の付帯検査として各種精密点検が必要となる場合も想定されるので、定期点検を実施する際には、点検技術者と十分に事前調整すること。
- (3) 特殊な部品等で、精密点検等が難しい場合は、点検技術者を通じて当該製品（部品）の製造者へ必要な技術情報（部品調達可能期間及び製造中止予定時期、代替部品、等）を確認し、適切に対応すること。
- (4) 精密点検の内容や規模によっては、県が予算措置を行って専門業者へ委託発注する場合も考えられるため、指定管理者から県へ協議すること。

3 修繕

3. 1 修繕の目的と範囲

- (1) ここでいう修繕は、遊具等施設について劣化・消耗・破損等の機能不全によるハザード及び、国の指針等で示される有害なハザードを、遊具等施設の本来の機能と形状を確保しながら除去し、遊具等施設を安全に、また快適に使用できるようにすることを目的として実施する、定期点検には含まれないが併せて一連で実施すべき作業をいう。
- (2) 修繕の範囲は、日常点検や定期点検時に報告された内容に基づき、速やかに実施することで早期に「機能の部分における総合判定」を改善可能で比較的軽微な内容とする。特に、使用継続を困難とする原因項目のうち応急的対応で改善可能な項目については、優先的に実施すること。
- (3) 修繕には部品調達等に伴う増工の別途費用や追加の作業期間が必要となる場合も想定されるので、定期点検と併せて修繕を実施する際には、事前に点検技術者と十分に調整すること。予め想定される修繕工数を見込んでおき、点検結果に基づき適宜変更契約するなどして、効率的に対応すること。

3. 2 修繕の区分

- (1) 遊具等施設の修繕は、以下の5つに区分して、それぞれ対応することとする。

ア 調整

その場で対応可能な措置。遊具等施設の機械的性能を維持するための作業。

例：ロープウェイのケーブル張り調整、ボルトの増締め、開閉部のすり合わせ、等
堆積物除去、可動部の清掃や注油、等

イ 補修

現状の強度に影響しない措置。遊具等施設の部材表面の不具合を改善する作業。

例：木製品のひび割れのコーキング詰め、ささくれの除去、防腐剤の塗布、等
樹脂製部材の傷や割れの穴埋め、パテ盛り、等
金属製品における規準不適合部分の是正処置（隙間対策等）としての金属溶接、等
塗装の簡易な修復のために行うタッチアップ塗装、等

ウ 交換

遊具等施設の部品・部材を新しいものに交換する作業（分割可能な一部、主に磨耗する部材や損傷しやすい部分を想定）。

例：ぶらんこの吊り金具の取替
すべり台の滑降部、ぶらんこの支柱や梁、ジャングルジムの横架材の取替、等
支柱や梁・手すりなどの交換を伴わない、ボルト・金具などの交換、等

エ 補強

遊具等施設の部品・部材の腐食又は欠損部分を新しい材料で補う措置。

必要に応じて構造部材も対象に含む。但し、構造部材に対する補強作業は安易に行わず、施設管理者と強度保証の範囲、材料や現場施工の品質管理方法について承諾を受けてから行うこと。

例：パネルや柱等の倒れ防止の補剛材追加、木製部材の添え木や添え板、床材の重ね張り
金属部材への添設板溶接、基礎部等のコンクリート増しうち、等

オ 再塗装

遊具等施設の外観維持と部材の保護をするための塗装作業。防錆や防蝕、防水機能のための塗布工法等により付与される機能を含む。

金属部材等の腐食に至る前に防食機能が低下した時点で実施する、素地調整を伴う塗装や、一般塗装から重防食塗装への変更も含む。

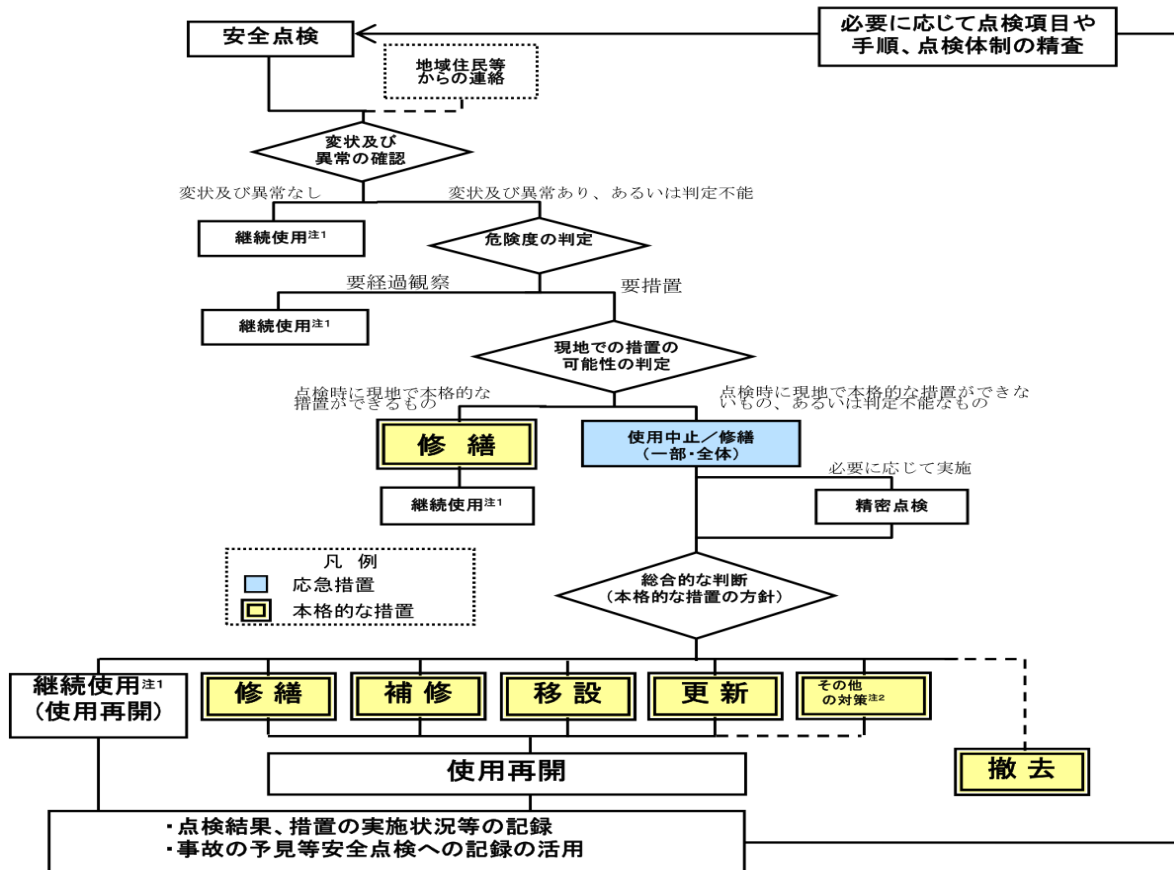
例：金属部材の端部や可動部、手すり等、使用や接触に比例して塗膜が剥がれやすい箇所
地際の錆びやすい箇所、ボルト・ナット、等。

3. 3 修繕の報告

- (1) 遊具等施設の定期点検と併せて実施する修繕の結果については、その修繕が必要となったそれぞれの点検結果と関連付けて、定期点検業務報告書に含めて報告すること。
- (2) 修繕の着手前と施工後と比較可能な形式で取り纏めて、修繕着手前に実施済みの点検結果から得た判定が、修繕後に再度実施した点検では改善されていることが分かるように整理すること。
- (3) 修繕後に実施した点検結果から得られた判定が、当該遊具等施設の最新の判定となる。但し、遊具等施設の同一箇所と同様の修繕内容を繰り返している場合（緩んだボルトの締め直し、等）や、特定部位で類似の損傷がたびたび発生する場合（部材のひび割れ、変形、等）、などは、潜在的な原因があると推定されるので、それらの状況を時系列的に整理して、判定時に確認できるよう配慮すること。
- (4) 点検の結果及び遊具等施設について実施した措置の内容は、当該遊具等施設が利用されている期間中は、これを保存すること。

4 公園等施設の安全点検フロー

- (1) 安全点検（日常点検・定期点検）は以下のフロー図に沿って、適切かつ確実に実施すること。



注1：継続使用とした際には、使用再開と同様に点検結果、措置の状況等を記録する。

注2：転落の危険のある池や崖など、危険ではあるがそれ自体の補修、移設、更新等が困難なものについては、立入禁止、危険表示等の安全対策を行う。
出展：「公園施設の安全点検に係る指針(案)」(平成27年4月) 国土交通省

- (2) 点検結果、措置の実施状況等を記録し、保管するとともに、その記録を事故の予見等安全点検に活用する。
また、維持修繕・改修等のため、県担当者と調整して例年の予算要求項目等へ反映すること。

東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）内遊具一覽

長和田地区

(供用開始：平成15年4月)

	遊具名称	内 訳	数量	備 考
1	滑り台	ゾウ滑り台(FRP製)	1 基	
2	動物遊具	パンダ(FRP製)	1 基	
3	動物遊具	イヌ(FRP製)	1 基	
4	動物遊具	ゾウ(FRP製)	1 基	

植栽管理業務仕様書

本業務は、本仕様書によるほか、「鳥取県公共施設緑化マニュアル（一部改正版）平成13年12月鳥取県土木部」及び「鳥取県公共施設緑化マニュアル（改定版）平成30年3月鳥取県県土整備部（試行運用）」別添「公園維持管理工事標準仕様書」に準じ、公園内の植栽が適正に管理されるよう実施すること。

また、本仕様書のほか、以下の指針（案）に基づき樹木の点検・診断を行い、樹木を起因とした事故等を未然に防止し、公園利用者等の安全・安心を確保すること。なお、マニュアルや指針（案）が改正された場合は、最新版に基づくこととする。

「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成29年9月、国土交通省）

（参照：国土交通省ホームページ）http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/tenken.html

1 業務範囲

業務は東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区（以下「東郷池南エリア」という。））内の全ての植栽とする。

2 管理方針

中国庭園燕趙園は中国河北省との友好提携5周年を記念し、中国皇帝が好んだ「皇家園林方式」の庭園が再現されており、植栽はその庭園を構成する重要な要素となっている。

指定管理者は、植栽の管理に当たって、庭園の景観や雰囲気や損なうことがないよう中国庭園にふさわしい景観の創出に努めること。

また、庭園外の植栽についても庭園と連携した施設の植栽として景観、雰囲気を損なわないよう適切な管理を行うこと。

長和田地区における植栽の管理に当たっては、東郷池などの自然景観を活かし、自然とのふれあいや散策の場としてふさわしい緑地景観の創出に努めること。

3 管理計画の策定

指定管理者は、植栽管理に当たって、管理方針を遂行するために必要な植栽の管理計画を策定すること。管理計画については事業計画書に記載すること。

管理計画の策定に当たっては、現状の緑地景観をさらに向上させ、良好な公園の植栽管理が図られるよう創意工夫した積極的な提案を行うこと。

また、植栽地の利用状況等に応じ、良好な管理水準の確保が得られる範囲内で可能な限り、薬剤、肥料等の節減や管理コストの低減に努めるとともに、樹木の良好な育成及び風致景観の確保に必要な場合には間伐等を実施することとし、これらの提案がある場合には、管理計画にその方法等を記載すること。

4 技術者の選任

指定管理者は、適正な管理作業の実施のため、1級造園施工管理技士及び1級造園技能士の資格を有する職員を各1名以上配置すること。

ただし、本業務を第三者に委託して実施する場合にはその資格を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、植栽の管理経験を3年以上有する職員を1名以上配置し、監督を行わせること。

5 業務報告

指定管理者は、業務の実施状況を業務報告としてとりまとめること。

6 維持管理作業

維持管理作業にあたり次の点に留意すること。

(1) 芝生、樹木管理

各地区の特色や利用状況を十分に考慮した管理を実施し、利用者の満足度を向上させると共に少なくとも現状以上の風致景観とするよう管理すること。

なお、参考に標準的な作業を記す。

ア 芝生管理

(ア) 芝生刈込み（5回／年程度）

芝生の生育等の状況及び利用目的を考慮し、適切な時期に行うこと。

(イ) 芝生除草（適時）

人力除草及び薬剤除草により実施すること。薬剤除草は、雑草の状況を調査し、使用薬剤を決定するとともに、可能な限り使用量を減らすよう努めること。

(ウ) 芝生目土かけ（1回／年程度）

芝生の状況を見ながら、適切な時期に必要な場所に行うこと。

目土の砂は、品質を確認し、適当な砂を使用すること。

(エ) 芝生撒水（適時）

芝生の状況を見ながら適切な時期に撒水すること。

(オ) 芝生施肥（1回／年程度）

施肥の時期は、芝生の状況を見ながら、適切な時期に行うこと。

(カ) その他、芝生の状況に応じエアレーション等を実施すること。

イ 樹木管理

(ア) 剪定（1回～2回／年程度）

樹木の剪定、整枝は各樹種の特性を重視し、適正に行うこと。

剪定は樹種に応じ、適時必要な剪定を行うこと。高木で自然樹形が形成されているものはその樹形を活かした管理を行うこと。

高木は、基本的に成長させることに努め樹形や樹勢を考慮し強剪定は行わないこと。

(イ) 施肥（2回／年程度）

樹木の生育状況により適時、適量の施肥を行うこと。

(2) ハスの管理

燕趙園内にはハスがあり、燕趙園の魅力のひとつになっており別添の「ハス管理作業標準」を参考に適切に管理すること。

なお、現在、ハスは生育不良で開花状況が悪いため、県と調整して管理を行うこと。

(3) ボタンの管理

燕趙園に隣接するボタン園も燕趙園の魅力のひとつになっており別添の「ボタン管理作業標準」を参考に適切に管理すること。

(4) 病虫害防除

ア 巡回剪防

- ・病虫害の発生時期や習性を知り、発生期前後に徒歩による巡回をする。
- ・枝葉の陰になっているものなどあるので、目視を十分行う。
- ・病虫害の発生が認められた場合は、捕殺や剪定防除を行う。

イ 剪定防除

- ・枝葉についている害虫が落下しないように注意深く切り取る。
- ・剪定した枝及び害虫は速やかに処分する。
- ・病害の剪除に使用した道具類は必ず消毒する。

ウ 薬剤散布

- ・以下の場合には最小限の農薬による防除を行うものとする。

(ア) 被害が広範囲にわたり存在するなど、捕殺などの方法では防除効果が労力的に明らかに見

合ないとき

- (イ) 毒毛針など人に危害を与える害虫で、捕殺作業に著しい困難を伴うとき
- (ウ) 高所作業などの散布によらないと防除をすることが不可能のとき
- (エ) その他、緊急性が認められるとき

※農薬の使用にあたっては下記事項を踏まえ実施すること。

- 1) 農薬使用にあたっては、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日25消安第175号・環水大土発第1304261号）、「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日17消安第8282号）、「非食用農作物等の農薬使用による周辺作物への影響防止について」（平成18年4月28日18消安第1212号）を遵守すること。
 - 2) 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象樹木に適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）使用上の注意事項を守って使用する。現地混用は避けること。
 - 3) 事前に利用者や周辺住民などに対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分周知を行う。周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、農作物栽培者に連絡すること。
 - 4) 使用する農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについて十分検討すること。
 - 5) 農薬の飛散防止に最大限の配慮をすること。
- (5) 剪定枝、落ち葉の処分及びリサイクル
落ち葉、刈草等は、堆肥等として、剪定枝等はチップ化等によりマルチング材等として可能な限り再利用に努めること。
再利用が不可能なものの処分は指定管理者が適切に実施すること。
- (6) その他
業務にあたっては、利用者の安全の確保、沿線道路等関係機関と調整・連携等に十分留意の上、実施すること。
- 7 作業計画と報告及び協議等
作業計画と実施内容については、定期的に県に確認・報告等を行うこと。また、樹木の伐採撤去や新植等、現状維持でない現地の改変等を伴う作業等については、具体的な案件毎に実施にあたって県と協議の上進めること。

ハス管理標準作業(燕趙園)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
花			花芽分化				←→ 開花					
植え替え			←→									
施肥				追肥					追肥		葉刈後 元肥	
病害虫防除				←→								

(留意点)ハスの面積は約250m²で、植え替えは、ハスの育成を考慮して適時行うこと。
 順次植え替えし、燕趙園の魅力のひとつとなっているハスの管理を適切に行うこと。

ボタン管理標準作業(燕趙園ボタン園)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
花				←→ 開花		花芽分化						
補植									←→			
施肥							お礼肥		追肥		葉刈後 元肥	
病害虫防除	←→ 石灰 硫黄合材		←→ 殺菌剤			←→	殺虫剤		←→ 殺菌剤		←→ 殺菌剤	
敷き藁											←→	
剪定						花芽選別			葉刈り		整枝剪定	
支柱建て			←→ 建て込み						→	撤収		

1節 一般事項

1.1 適用範囲

高木・低木・特殊樹木・地被類・花壇等の管理工事に適用する。

1.2 対象植物への配慮

この工事においては、対象となる植物の特性、当該管理工事の目的及び当該管理工事が対象植物に及ぼす影響の強さなどを十分理解し、特に生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって当たるよう努めるものとする。

1.3 材料

この工事に使用する材料は、特に指定のない限り、初期工事の当該仕様に準ずる。

1.4 見本工事の提示

工事の種類・規模の大きさ等により、必要な場合は、当該管理工事に先立ち見本となる工事を行い監督員の承諾を得る。

1.5 後片付け

この工事により発生する剪除枝葉、残材等は、通行等の支障とならないよう一本又は一箇所ごとにまとめ、作業終了後は速やかに処分する。

2節 樹木管理工事

2.1 適用範囲

この節は、高木・低木・つる性植物・特殊樹木等の管理工事に適用する。

2.2 剪定の一般工法

1 適用範囲

夏季剪定・冬季剪定・落葉樹枝抜き及び常緑樹枝抜きに適用する。

2 剪定すべき枝は、次のものとする。

- (1) 枯枝
- (2) 生長の止まった弱小の枝（以下「弱小枝」という。）
- (3) 著しく病害虫におかされている枝（以下「病害虫枝」という。）
- (4) 通風・採光・架線・人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）
- (5) 折損によって危険を来たすおそれのある枝（以下「危険枝」という。）
- (6) 生育上の不要枝（2.1図）

イ やご（ひこばえ）

ロ 胴ぶき（幹ぶき）

ハ 徒長枝（とび枝）

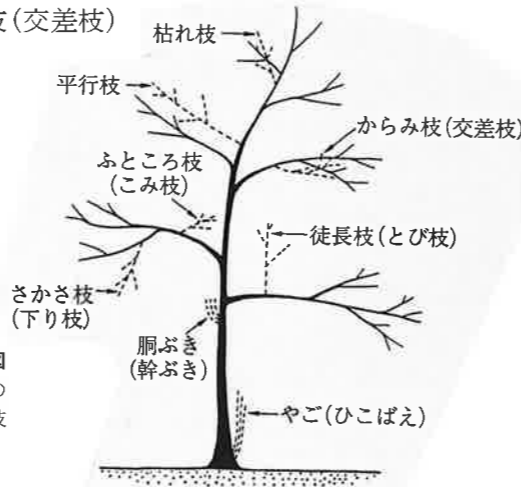
ニ さかさ枝（下り枝）

ホ ふところ枝（こみ枝）

ヘ からみ枝（交差枝）

ト 平行枝

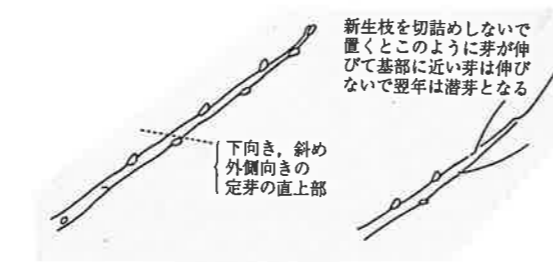
チ 枯れ枝



2.3 方法

(1) 一般事項

- イ 剪定方法には、枝おろし(大枝おろし)、枝すかし、ふところすかし、枝詰め、枝はさみ(枝摘み)、枝うち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び目的に応じて最も適切な方法により行う。
- ロ 樹姿及び樹形の仕立て方は、原則として、自然形仕立てとする。
- ハ 樹木は、原則として、外芽のすぐ上で切切る。ただし、ヤナギ等しだれのものについては、内芽で切る。(2.2図)



内芽の先で切る(不可) 外芽の先で切る(可)
2.2図 外芽、内芽と芽の残し方

ニ 樹木の南側は比較的強く、北側は比較的弱く剪定する。一般に樹勢の強い部分は比較的強く、弱い部分は比較的弱く剪定する。

ホ 花木類の剪定は、原則として、落花直後に行う。

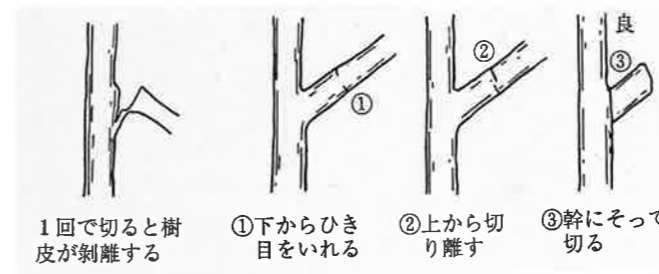
ヘ サクラ類の剪定は、やむを得ない限り行わない。

(2) 小枝の切り方
小枝は、原則として、節のすぐ上で、かつ芽のついている側の上部から反対側に向かって斜めに切り下げる。若木以外は、節間で切らない。(2.3図)



2.3図 小枝の切り方

(3) 大枝の切り方
大枝の切り口は、切り直しとする。(2.4図)



2.4図 大枝の切り方

2.4 夏季剪定

1 適用樹木

落葉高木及び萌芽力の盛んな常緑高木

2 方法

- (1) 茂りすぎた枝、混みすぎた小枝等は、その樹木の本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ、通風の良くなるように、根元から間引くよう剪定する。
- (2) 障害枝は、可能な限りその枝の先端に近い所にある小枝を、全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- (3) 枯枝及び病害虫枝は、その枝の根元から剪定する。
- (4) 街路樹等の並木については、(1)から(3)までのほか、高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかりつつ剪定する。

2.5 冬季剪定

1 適用樹木

落葉高木

2 方法

- (1) 剪定する樹木の本来の形を基本的に残しつつ、骨格となるべき枝の生育を促進させるように剪定する。
- (2) 芯は、原則として、止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てるようにする。
- (3) 樹形を整えるために樹勢の強い枝の生育を抑制し、弱い枝の生育を促進する場合は、強い枝は弱い枝の上で剪定する。

2.6 落葉間枝抜き

1 適用樹木

落葉高木

2 方法

- (1) 密生した枝、生育上の不要枝、病虫害枝等を樹形を考慮しつつ剪定する。
- (2) 必要に応じて、大枝おろしを行う。大枝おろしの切り口は、切り直しとする。
- (3) サクラ類は、大枝おろしを行わない。やむを得ず行う場合は、監督員の承諾を得て行い、切り口に防腐処置を施す。

2.7 常緑間枝抜き

1 適用樹木

常緑高木

2 方法

- (1) 密生した枝、生育上の不要枝、ふところ枝、枯枝、病虫害枝等を樹形を考慮しつつ剪定する。
- (2) 必要に応じて、大枝おろしを行う。大枝おろしの切り口は、切り直しとする。

2.8 高刈込み

1 適用樹木

常緑高木（1本立ち又は小規模な寄せ植えの場合）

2 方法

- (1) クモの巣等を取り除いた後、密生したふところ枝をすかし、下枝等の枯枝を根元から取り除いてから、全体の樹形を考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら切りそろえ、一定の形(刈地原形)になるように刈込む。
- (2) ヒノキ及びサワラのように不定芽の発生しにくいものは、第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。

2. 9 低刈込み

1 適用樹木

落葉低木、常緑低木及びつる性植物（1本立ち又は小規模な寄植えの場合）

2 方法

- (1) 2. 8の2(1)から(2)までに準ずる。

2. 10 大刈込み

1 適用樹木

落葉低木、常緑低木及びつる性植物（群植又は大規模な寄植えの場合）

2 方法

- (1) 2. 8の2(1)及び(2)までに準ずる。
 (2) 刈地原形は、全体としてまとまりのある形状になるように配慮する。
 (3) 当該植込み内に入って作業する場合は、必要に応じて、出入り部分の低木を掘り取り、作業に支障のない場所に仮置きしておき、作業終了後速やかに植えもどし、十分灌水する。仮移しをしない場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないよう十分注意して作業し、作業終了後は、枝がえしを十分に行う。
 (4) 刈り取った枝葉は、監督員の承諾を得て、雑草、人畜の侵入防止及び地表保護の目的に合う範囲内で、一部又は全部を当該植込み内に敷き込むことができる。

2. 11 生垣刈込み

1 適用樹木

落葉樹及び常緑樹による生垣

2 方法

- (1) クモの巣等を取り除いた後、枯枝を根元からきり取り、天端をそろえ、一定の幅を定めて両面を刈込む。
 (2) 枝葉の粗放な部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろなわを用いる。
 (3) 第1回の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていく。特に、ヒノキ及びサワラのように不定芽の発生しにくいものは、注意深く行う。
 (4) 生垣の高さと幅との関係は、2. 2表を標準とする。ただし、樹種により、又は生育の度合いにより、この表により難しい場合は、監督員と協議して決める。

2. 2表 生垣の高さと幅との関係

高さ (cm)	30	60	100	120	180	250
幅 (cm)	20~30 未満	30~40 未満	40~50 未満	50~60 未満	60~70 未満	70~80 未満

2. 12 枯葉取り及び幹巻き

1 適用樹木

- (1) 枯葉取り及び枯花取り
 特殊樹木、竹類及びつる性植物

(2) 幹巻き

特殊樹木のうちのシュロ類、幹焼けした樹木又はそのおそれのある樹木及び移植したばかりの樹木

2 方法

- (1) クモの巣等を取り除いた後、下葉の枯葉及び枯花は、付け根から切り口をそろえて切り取る。
 (2) 葉先が、枯れ、割れ、霜害等で著しく損傷している場合は、その部分を切り取る。
 (3) シュロ類については(1)及び(2)のほか、幹繊維の覆われている部分に、60mm内外の間隔をとり、下方から見ばえよく幹巻きを行う。
 (4) 幹焼け防止及び移植樹木の養生のために行う幹巻きは、初期工事の当該仕様に準ずる。

2. 13 こも巻き及び取外し

1 適用樹木

マツ科樹木

2 方法

- (1) 取付け位置は、原則として幹の地上1.5m内外の位置とし、取付け位置より下部に下枝のある場合は、当該下枝にも取付ける。
 (2) 風除支柱のある場合は、支柱と樹木との結束点の上部に取付ける。上部に取付けることが害虫の駆除に不適当な場合（3脚丸太支柱等の場合）は、結束点下部の樹幹と支柱のそれぞれにも取付ける。
 (3) 取付けは、こもを二つ切りにし、切り口を下方にして巻き付け、その上を荒なわで2箇所結束する。
 (4) 取付け及び取外し時期
 取付けは害虫が地上へ移動する前に、取外しは休眠から覚める前に、時期を失さぬよう行う。
 (5) 取外しは、害虫を落さぬよう注意深く行う。取外し後、樹皮についている害虫があればこれを採取し、取外したこもととも、監督員の指定する場所に集め、速やかに焼却する。

2. 14 防寒（霜除け）

1 適用樹木

特殊樹木、竹類等のうち寒さに弱い樹種

2 方法

- (1) 下地については、唐竹（末口25mm以上）で芯立てを行い、動かないよう荒なわで2箇所以上樹幹に固定する。芯立ての本数は、葉張り等樹木の形状により適宜増やすものとする。

- (2) 芯立ての後、枝葉を幹に添わせ、荒なわで枝の巻き込みを行う。
 (3) (1)及び(2)の後、こもで外側から覆い、美観を考慮しつつ、下部から上部に荒なわで巻き上げる。
 (4) 取付け後、一定期間をおいて、これを取外す。
 (5) 原則として、取付け時期は始霜日の後とし、取外しは終霜日の前とする。取付け及び取外し実施日については、監督員と協議して定める。

2. 15 支柱取替え及び結束直し

1 適用樹木

落葉高木、常緑高木、つる性植物、竹類及び特殊樹木

2 方法

(1) 支柱取替え

イ 支柱の取外し

取外しは、樹木の根及び幹を損傷しないよう十分注意して行い、傾いている樹木は、立て直す。

ロ 支柱の取付け

支柱を新たに取付ける場合の材料及び工法は、それぞれ、初期工事の当該仕様に準ずる。

(2) 支柱結束直し

イ 在来のしゅろなわ及び杉皮は、樹木に損傷を与えぬよう丁寧に取除く。

ロ 材料及び工法は、それぞれ初期工事の当該仕様に準ずる。

2. 16 病虫害防除

1 適用樹木

樹木全般

2 方法

(1) 剪定防除

イ アメリカシロヒトリ・テンマクケムシ等の幼令期に枝葉に集団して生活している虫の場合は、この部分の枝葉を、幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集め、速やかに焼却処分する。
 ロ 剪定方法は、2. 3に準ずる。

(2) 薬剤防除

イ 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規並びにメーカー等で定める使用安全基準及び使用方法を遵守し、事前に団地居住者、周辺居住者等への周知徹底をはかる等人畜への安全に十分留意する。

ロ 使用薬剤及び使用量は、特記による。特記において同等品以上とある場合は、原則として、農薬取締り法により登録認定され

たのもとする。

ハ 実施に先立ち、対象樹木の種類・病気及び害虫、使用薬剤、薬剤の使用方法及び実施日、天候の状況、団地居住者及び周辺居住者等への周知徹底の方法等について監督員と十分協議する。

ニ 使用日は、風が少なく、天候の不順でない日とし、風上から散布する。また、周囲対象物以外のものにかからぬよう注意する。

ホ 使用時刻は、真夏は日中を避け、なるべく夕方とする。

ヘ 散布は、微噴霧器等を使い、十分圧力をかけ、原則として葉から30~40cm離して行う。

ト 散布量は、所定の濃度に正確に希釈したものを、葉面に細かい水滴がつく程度にし、余分に薬液のついた場合は、振り落してやる。

チ そしゃく口を持った害虫（葉などを食べる害虫）及び一般病害樹木を対象に行う場合は、当該枝葉部分に十分付着するよう展着剤等を適宜混合して散布する。

リ 吸収口をもった害虫（注射針状の口をもっている害虫）を対象とする場合は、害虫に直接散布する。

ヌ ヘからりまでについて樹高の高い樹木に対して実施する場合等で、これにより難しい場合は、実施方法について監督員と十分協議して定める。

ル 使用機器及び薬品の保管については、事前、事後を通じ十分に注意し、作業終了後は、遺漏なく、速やかに片付ける。

2. 17 施肥

1 適用樹木

樹木全般

2 方法

(1) 一般事項

イ 溝及び立て穴の掘削に際しては、根を傷めないよう注意する。

ロ 使用する肥料及び施肥量は、特記による。
 ハ 溝幅及び立て穴幅は、施肥量により適宜増減する。

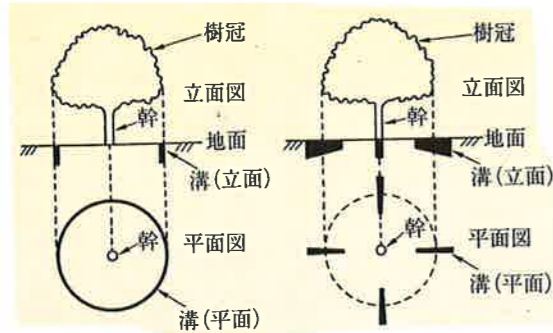
ニ 原則として、溝又は立て穴より内側及び低木植込み内に浸入した芝類及び雑草等は、この工事と同時に取除く。

(2) 高木施肥

イ 輪肥

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm内外の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み、覆土する。溝掘りの際、特に支根を傷めないよう注意し、細根の密生している場合は、そ

の外側に溝を掘る。(2.6図)



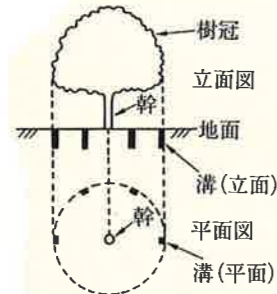
2.6図 輪肥 2.7図 車肥

ク 車肥

樹木主幹から、図のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ、溝を深く掘り(原則として4箇所)、溝底に所定の肥料を敷き込み、覆土する。溝の深さは20cm(内側)~40cm(外側)内外、長さは葉張りの3分の1内外とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘る。(2.7図)

ハ 壺肥

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に立て穴を掘り(原則として6箇所)、底に所定の肥料を入れ、覆土する。



2.8図 壺肥

立て穴の深さは、40~150cmとし、樹齢に応じて深くする。(2.8図)

ニ 元肥(休眠期の施肥)は、原則として、車肥又は壺肥とし、追肥(生育期の施肥)及び礼肥(花木の落花直後に行う施肥)は原則として輪肥とする。

ホ 移植後1年以内の樹木については、溝の中心線が樹幹中心から根元直径の5倍の位置にくるように掘る。剪定直後の樹木については、剪定前の葉張り外周線の地上投影部分とする。

(3) 生垣施肥

イ 元肥は、原則として、生垣の両側に立て穴を1箇所ずつ計2箇所、1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。立て穴の深さは、20~70cmとし、根の生育状況に応じて深くする。

ロ 追肥及び礼肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm内外の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷き込み、覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

ハ 立て穴及び溝の位置は、原則として細根の密生部分よりやや外側とする。

(4) 低木施肥

イ 1本立ち又は小規模な寄植えの場合(2)のイ、ハ及びニに準ずる。ただし、立て穴の深さは、20~50cm内外とし、根の生育状況に応じて深くする。

ロ 列植の場合

(3)に準ずる。

ハ 群植又は大規模な寄植えの場合

有機質肥料については、原則として、1㎡当たり3箇所の立て穴を掘り、底に所定の肥料を入れ、覆土する。ただし、立て穴の深さは20~50cm内外とし、根の生育状況に応じて深くする。

化学肥料については、植込み内に均等に散布する。液状にして散布する場合は、葉面にかからぬよう注意する。

(5) つる性植物、竹類及び特殊樹木については、1本立ち、寄植え、列植等の植栽形式、形状寸法及び根の生育状況等に応じて、(2)から(4)までの当該仕様に準ずる。

2.18 灌水及び葉面散水

1 適用樹木

樹木全般

2 方法

(1) 灌水

樹木の周囲に水ばちを作り、水を外へ流失させないように注意して所定量の水を灌水する。

(2) 葉面散水

葉面に付着したほこり、排気ガス等を洗い落とすよう、前後、表裏等方向をかえて水を強く吹き付ける。

(3) 水量は、特記による。

(4) 灌水は天候等を考慮し、監督員と協議の上実施する。

2.19 倒木起こし

1 適用樹木

台風等により倒れた樹木

2 方法

(1) 植直し等の工法は、初期工事の当該仕様に準ずる。

(2) 日差しの強い場合及びその日のうちに植付けの不可能な場合は、水に浸したこも等を根の部分にかぶせるなどして十分保護養生する。

(3) 枝葉の繁茂している樹木は、植え直し前に養生のための剪定を行う。

2.20 間引き、移植及び補植

1 適用樹木

(1) 間引き及び移植

経年により過密化した既存林、植込み内の樹木又は他の施設の新増設、修繕等に伴い移植する樹木

(2) 補植

枯木の取替えに伴う新植樹木

2 方法

(1) 材料及び工法は、初期工事の当該仕様に準ずる。

3節 地被管理工事

3.1 適用範囲

この節は、ノシバ・コウライシバ・改良バーミューダグラス・西洋芝類・リュウノヒゲ・ささ類・草花・花壇・野草等の管理工事に適用する。

3.2 適用する地被の分類

この節を適用する造園地被の分類は、3.1表による。

一般	芝	
	日本芝	ノシバ、コウライシバ等
地被	ギョウギ芝	改良バーミューダグラス等
	西洋芝	フェクス類、ペントグラス類 ライグラス類、ブルーグラス類等
特殊	リュウノヒゲ	リュウノヒゲ(ジャノヒゲ) ノシラン等
	ササ類	オカメザサ、クマザサ、コグマザサ等
地被	その他	ホワイトクローバー、ディコンドラ フッキソウ等
	草花	ダリヤ、パンジー、ヒナゲシ ペチュニア等
特殊	野草・雑草	ブタクサ、タンポポ、オヒシバ、イヌビエ ヤブカラシ

(注) つる性植物は樹木管理に含める。

3.3 刈込み

1 適用地被

芝類、ささ類、つる性植物、雑草等

2 方法

(1) 徒長した茎葉を近辺の樹木、草花、構造物等を損傷しないよう注意しつつ一定の高さに刈込む。

(2) 刈込み高さは、特記による。

(3) 原則として、リール式モア等による機械刈りとする。

(4) 機械刈りに際しては、リール式モア等の排出口を建物や人の方向に向けないようにし、工事中の安全に注意する。

(5) 樹木の根際、さく等構造物周り等で機械刈りの適当でない所又は不能な所及びササ類、つる性植物等で機械刈りが適当でないものについては、手刈りとする。

(6) 縁切り

イ 当該地被が、構造物等に接する境界部分

は、縁切りを行う。

ロ 当該地被が、他の地被、低木等に接する部分については、芝等のほふく茎又は地下茎が侵害しないよう、他の地被等の10~50cm内外手前で、当該地被の縁切りを行う。

ハ 樹冠下部及び低木等の植込み内に浸入した芝等は、取り除く。

3.4 除草

1 適用地被

地被全般

2 方法

(1) 人力除草

イ 雑草の根を残さぬよう根ごと取り除く。

ロ 低木・花壇内等の除草に際しては、低木、草花等に損傷を与えぬよう注意する。

(2) 薬剤除草

イ 実施に先立ち、対象となる地被及び雑草の種類・生育段階・除草剤に対する性質等並びに使用する除草剤、その使用方法等について監督員と十分協議する。

ロ ここでいう地被又は雑草の種類とは分類学上の種をいい、生育段階とは、休眠期、発芽期、幼葉期、盛期の各段階をいう。

ハ その他の使用方法等については2.16の2(2)に準ずる。

3.5 施肥

1 適用地被

地被全般

2 方法

(1) 所定量の肥料をまきむらのないよう散布する。

(2) 固形肥料を施す場合は、降雨直後等で葉面のぬれているときは行わない。

(3) 使用する肥料及び施肥量は、特記による。

3.6 病虫害防除

1 適用地被

地被全般

2 方法

2.16の2(2)に準ずる。

3.7 目土かけ

1 適用地被

芝類

2 方法

(1) 所定量を均一に敷きならし、地表面を平たんに仕上げる。

(2) 目土材料は、初期工事の当該仕様に準ずる。

(3) 目土量は、特記による。

3. 8 エアレーション

1 適用地被

芝類

2 方法

(1) 人力による場合

農業用フォーク等で表土に穴をあける。

穴の深さ及び間隔は、15cm内外とし、芝生全面にむらのないように行う。

(2) 機械による場合

イ 石等を取り除いた後、専用機械（エアレーター）によりカッティングを行う。

ロ 切り取った土壌は、均一に敷きならす。

3. 9 灌 水

1 適用地被

地被全般

2 方法

(1) 所定灌水量を全面に行き渡るよう均一に散水する。

(2) 灌水時刻は、夏季は、日中を避け、朝又は夕方に行う。冬季は、日中に行う。

(3) 灌水量は、特記による。

(4) 灌水は天候などを考慮し、監督員と協議の上実施する。

3. 10 花壇管理

1 適用地被

草花及び野草

2 方法

(1) 床作り、材料及び植え付け

仕様は初期工事の当該仕様に準ずる。

(2) 管 理

イ 植替えは、花の終わった草花及び枯れた草花を取り除き、新しい草花に植替える。

植替え材料及び工法は、初期工事の当該仕様に準ずる

ロ 同時に花壇内の除草及び清掃を行う。除草方法は、3. 4の2(1)又は(2)に準ずる。

3. 11 補 植

1 適用地被

枯れた地被の植替え及び団地環境整備等に伴う新植地被

2 方法

材料及び仕様は、初期工事の当該仕様に準ずる。

県貸付物品一覧

資料 E

	備品番号	物品分類	品名	銘柄・規格等	取得日	取得価格 (円)
1	41102767	4005002	陶磁器絞胎 1 号	高 5 2	19991012	390,000
2	41102768	4005001	書画黄琦	-	19991012	182,000
3	41102769	4005001	壺 1 (杜瑞)	-	19991012	140,000
4	41102770	4005001	壺 2 (杜瑞)	-	19991012	130,000
5	41102777	4005001	山水画	縦 6 8 × 横 6 6	19991012	207,000
6	41102778	4005001	ボタン	縦 6 8 × 横 6 6	19991012	189,000
7	41102779	4005001	ラクダ	縦 6 8 × 横 6 6	19991012	135,700
8	41102785	4005002	絞胎 3 号	高 3 9	19991012	260,000
9	41102786	4005002	絞胎 4 号	高 2 5	19991012	260,000
10	41102787	4005002	絞胎 7 号	高 2 8	19991012	247,000
11	41102788	4005002	絞胎 1 0 号	高 2 5	19991012	189,000
12	41102789	4005002	將軍罐「老者賞魚圖」	高 4 0	19991012	104,000
13	41102791	4005002	「牡丹珍珠地」瓶	高 5 0	19991012	169,000
14	41102792	4005002	壺 4 (瓶)	高 3 8	19991012	104,000
15	41102795	4005002	「六鶴同春」瓶	高 1 4 . 5	19991012	520,000
16	41102796	4005002	「白玉蘭」花瓶	高約 3 5	19991012	429,000
17	41102797	4005002	「故郷夢」罐	高約 4 0	19991012	455,000
18	41102798	4005002	「春風秋雨」陶藝碗	高約 6 0	19991012	520,000
19	41102799	4005002	「秋江蒼茫」瓶	高約 5 0	19991012	455,000
20	41102800	4005002	「早春圖」罐	高約 4 0	19991012	390,000
21	41102801	4005002	「蝶戀花」瓶	高約 3 5	19991012	195,000
22	41102802	4005002	豊碑「卷草紋」	高 6 0	19991012	195,000
23	41102803	4005002	園的隨想	高 4 5	19991012	130,000
24	41102804	4005002	雙龍觀音瓶	高 1 8 5	19991012	390,000
25	41102805	4005002	虎頭瓶	高 5 0	19991012	117,000
26	41102806	4005002	瓶	高 5 0	19991012	104,000
27	41102821	1002004	応接セット	ライオン F - 4 1 6	19991012	297,675
28	41102828	2004006	冷蔵庫	日立 R - 3 7 V 3 - 1 1	19991009	199,500
29	42101887	3011098	小型除雪機	ホンダ HS 1 1 7 0	20091208	357,525
30	42401311	3006098	小型除雪機	ホンダ H S S 6 5 5 c (J)	20121126	197,400

	備品番号	物品分類	品名	銘柄・規格等	取得日	取得価格 (円)
31	42600594	3011099	園路マット	日東化工 ゴムチップマット(クッションマット) 一式	20140826	5,929,200
32	42701592	4002099	園内ガイダンス装置及び園内放送機器一式	WRX-8F1 3台 WRX-8F2 5台 WRX EIA210BS 1個 WRX L44B 1個 ス イスビットC320 2枚	20160115	660,960
33	42701831	3011099	E V ・ P H V用急速充電器	-	20160112	2,187,000
34	42701832	3011099	E V ・ P H V用普通充電器	-	20160112	648,000
35	42701833	3011099	E V ・ P H V用普通充電器	-	20160112	648,000
36	42701834	3011099	E V ・ P H V用普通充電器	-	20160112	648,000
37	42701835	3011099	E V ・ P H V用普通充電器	-	20160112	648,000
38	42800717	3008002	テレビモニター	S H A R P L C - 5 5 W 3 0 1台 スタンド S D S M E - 2 6 5 5 1台	20160920	171,720
39	42700484	00204006	デュアル型冷凍ショーケース	Panasonic SCR-D1908N	20150728	1,117,800
40	42702147	00204006	縦型冷蔵ショーケース	Panasonic SSR-281N	20160318	172,800
41	42800861	00204006	多段冷蔵ショーケース	Panasonic CEW-EX9865	20161028	858,600
42	50004028	3002099	A E D (自動体外式除細動器)	株式会社 C U C U - S P 1 (付属品) キャリングケース S P 1 - O A 0 1	20190628	162,000
43	50006014	3002099	A E D (自動体外式除細動器)	株式会社フィリップス・ジャパン ハートスタートHS1+ (付属品) バッテリー1個、電極パッド成人・小児(M50 72A)各1組、キャリングケース1個	20200618	535,680
44	50008213	3008001	音響機器一式	ハンド型ワイヤレスマイク SHURE BLX24R/SM58×2 本、パワードミキサ-YAMAHA EMX5×1台、スピーカー Electro-Voice SX300×2台、ほか付属品	20220217	398,200
45	50005568	3008001	案内放送機器	三共電子株式会社 デジタルアナウンスマシン WRX-6F1 6台	20200218	382,800
46	50008255	3007001	携帯型デジタル簡易無線機	アルインコ株式会社 デジタル簡易無線・登録局 DJ-DPS70KA×6台、ハード ケース EHC-70×6個、イヤホンマイク EME-70A×6台	20220308	235,488
47	50008730	3011098	パイプ TENT	ゴトー工業株式会社NZ-23	20220726	112,100
48	50008731	3011098	パイプ TENT	ゴトー工業株式会社NZ-23	20220726	112,100

(参考)

保管消耗品一覧

	備品番号	物品分類	品名	銘柄・規格等	取得日	取得価格 (円)
1	41102783	1003017	シューズボックス	ライオンSB-46SN	19991012	44,100
2	41102807	5001099	運搬用台車	ウチダワゴン1-313-9030	19991012	46,179
3	41102808	5001099	運搬用台車	ウチダワゴン1-313-9030	19991012	46,179
4	41102809	5001099	運搬用台車	ウチダワゴン1-313-9030	19991012	46,179
5	41102810	5001099	運搬用台車	ウチダワゴン1-313-9030	19991012	46,179
6	41102811	5001099	運搬用台車	ウチダワゴン1-313-9030	19991012	46,179
7	41102812	5001099	運搬用台車	ウチダワゴン1-313-9030	19991012	46,179
8	41102813	5001099	運搬用台車	ウチダワゴン1-313-9030	19991012	46,179
9	41102822	1001008	会議用長机	ライオンSD-1	19991012	46,158
10	41102823	1001008	会議用長机	ライオンSD-1	19991012	46,158
11	41102824	1003008	更衣ロッカー	ライオンNo. 79N	19991012	45,150
12	42100970	1004099	展示パネル	ノーリツイストPO-1809WL両面タイプ	20090820	32,550
13	42100971	1004099	展示パネル	ノーリツイストPO-1809WL両面タイプ	20090820	32,550
14	42100972	1004099	展示パネル	ノーリツイストPO-1809WL両面タイプ	20090820	32,550
15	42100973	1004099	展示パネル	ノーリツイストPO-1809WL両面タイプ	20090820	32,550
16	42100974	1004099	展示パネル	ノーリツイストPO-1809WL両面タイプ	20090820	32,550
17	42201815	3002099	歩行補助車	ラックヘルスケア コンパクト歩行車ウォーカー	20110202	48,000
18	42201816	3002099	歩行補助車	ラックヘルスケア コンパクト歩行車ウォーカー	20110202	48,000
19	41102771	4005001	李凌	-	19991012	84,000
20	41102772	4005001	壺5(姚小)	-	19991012	80,000
21	41102773	4005001	鶴菁	-	19991012	78,000
22	41102774	4005001	壺3(广乎)	-	19991012	74,000
23	41102775	4005001	旭宇	-	19991012	69,000
24	41102776	4005001	尚杰	-	19991012	65,000

	備品番号	物品分類	品名	銘柄・規格等	取得日	取得価格 (円)
25	41102780	4005001	梅と雀	縦96×横45	19991012	78,000
26	41102781	4005001	牡丹	縦96×横45	19991012	71,000
27	41102782	4005001	春雪	縦96×横45	19991012	65,000
28	41102790	4005002	瓷枕「鬆鶴老者圖」	12×36×20	19991012	52,000
29	41102793	4005002	印坏小壺	高15.5	19991012	52,000
30	41102794	4005002	龍首浄瓶	高40	19991012	56,000
31	41102814	1003001	スチール製棚	ライオン554-93 No. 6587N	19991012	70,875
32	41102815	1003001	スチール製棚	ライオン554-93 No. 6587N	19991012	70,875
33	41102816	1003001	スチール製棚	ライオン554-93 No. 6587N	19991012	70,875
34	41102817	1003001	金網付7段	ライオン554-92 No. 6387N	19991012	60,081
35	41102818	1003001	金網付7段	ライオン554-92 No. 6387N	19991012	60,081
36	41102819	1003001	金網付7段	ライオン554-92 No. 6387N	19991012	60,081
37	41102820	1003001	金網付7段	ライオン554-92 No. 6387N	19991012	60,081
38	42400121	3006098	電動ポリッシャー	リンレイ MA-12	20120528	70,770
39	42500050	3006099	インバーター発電機	ワキタ HPG1600i	20130426	97,650
40	41105926	3002098	車椅子	コクヨHE-ZRR402	19990420	1
41	41105927	3002098	車椅子	コクヨHE-ZRR403	19990420	1
42	41002288	3002098	車椅子	日清ND-15A	20000517	1
43	41002289	3002098	車椅子	日清ND-15A	20000517	1
44	41002290	3002098	車椅子	日清ND-15A	20000517	1

自動販売機設置一覧

地区	設置場所	種別	設置業者	機種	契約期間
引地地区(燕趙園)	【庭園内】 集粹館前広場	飲料	ネオス(株)	K-LWP8630	2019年4月1日～2024年3月31日
	【庭園外】 老龍頭(売店)棟前	"	えびす本郷(株)	D-06WP36S6	2019年4月1日～2024年3月31日
	"	"	ネオス(株)	FE-F36V-HP	2019年4月1日～2024年3月31日
	"	"	コカ・コーラボトラーズジャパ ンペンディング(株)	SO2KB483MXCA-12	2019年4月1日～2024年3月31日
	"	"	戸信(株)	F-LWP4530V	2019年4月1日～2024年3月31日
	道の駅前	"	(株)フード・テクニカ	F2ARU30L6BB2Y3FC	2022年11月10日～2024年3月31日
	"	"	(株)フード・テクニカ	P-U36-HPAPER (災害救援ベンダー機)	2022年11月10日～2024年3月31日
"	"	コカ・コーラボトラーズジャパ ンペンディング(株)	F7ARU3036BB1P3F	2019年4月1日～2024年3月31日	
長和田地区	駐車場	清涼飲料水	(株)戸信	BF0642UB	2023年4月1日～2024年3月31日
		清涼飲料水	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	FOCRA42F7NGSP3	2023年4月1日～2024年3月31日